平成２０年第６回大和町議会定例会会議録

平成２０年９月９日（火曜日）

応招議員（１８名）

１番	藤　巻　博　史　君	１０番	浅　野　正　之　君
２番	松　川　利　充　君	１１番	鶉　橋　浩　之　君
３番	伊　藤　　　勝　君	１２番	上　田　早　夫　君
４番	平　渡　髙　志　君	１３番	大　友　勝　衛　君
５番	堀　籠　英　雄　君	１４番	中　川　久　男　君
６番	髙　平　聡　雄　君	１５番	中　山　和　広　君
７番	秋　山　富　雄　君	１６番	桜　井　辰太郎　君
８番	堀　籠　日出子　君	１７番	大　崎　勝　治　君
９番	馬　場　久　雄　君	１８番	大須賀　　　啓　君

出席議員（１８名）

１番	藤　巻　博　史　君	１０番	浅　野　正　之　君
２番	松　川　利　充　君	１１番	鶉　橋　浩　之　君
３番	伊　藤　　　勝　君	１２番	上　田　早　夫　君
４番	平　渡　髙　志　君	１３番	大　友　勝　衛　君
５番	堀　籠　英　雄　君	１４番	中　川　久　男　君
６番	髙　平　聡　雄　君	１５番	中　山　和　広　君
７番	秋　山　富　雄　君	１６番	桜　井　辰太郎　君
８番	堀　籠　日出子　君	１７番	大　崎　勝　治　君
９番	馬　場　久　雄　君	１８番	大須賀　　　啓　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町　　　　　長	浅 野　 元　君	保 健 福 祉 課 長	浅 野　雅 勝 君
教　　育　　長	堀 籠　美 子 君	産 業 振 興 課 長	遠 藤　幸 則 君
代 表 監 査 委 員	三 浦　春 喜 君	都 市 建 設 課 長	高 橋　 久　君
総　　務 まちづくり課長	千 坂　正 志 君	上 下 水 道 課 長	渋 谷　久 一 君
財　政　課　長	千 坂　賢 一 君	会 計 管 理 者 兼 会　計　課　長	織 田　誠 二 君
税　務　課　長	佐 藤　成 信 君	教 育 総 務 課 長	瀬 戸　善 春 君
町　民　課　長	瀬 戸　啓 一 君	生 涯 学 習 課 長	横 田　隆 雄 君
環 境 生 活 課 長	高 橋　 完　君		

事務局出席者

議会事務局長	伊　藤　眞　也	班　　長	瀬　戸　正　志
書　　記	藤　原　孝　義		

【議事日程第号】

平成２０年９月９日（火）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第　３　大和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　４　大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　５　大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

日程第　６　大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第　７　平成２０年度大和町一般会計補正予算

日程第　８　平成２０年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第　９　平成２０年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第１０　平成２０年度大和町宮床財産区特別会計補正予算

日程第１１　平成２０年度大和町吉田財産区特別会計補正予算

日程第１２　平成２０年度大和町老人保健特別会計補正予算

日程第１３　平成２０年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第１４　平成２０年度大和町下水道事業特別会計補正予算

日程第１５　平成２０年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算

日程第１６　平成２０年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算

日程第１７　平成２０年度大和町水道事業会計補正予算

日程第１８　町道路線の廃止について

日程第１９　町道路線の認定について

日程第２０　土地の取得について土地の取得について

日程第２１　黒川地域土地開発公社定款の変更について

日程第２２　平成１９年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第２３　平成１９年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２４　平成１９年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２５　平成１９年度大和町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２６　平成１９年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２７　平成１９年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２８　平成１９年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２９　平成１９年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３０　平成１９年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３１　平成１９年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３２　平成１９年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３３　平成１９年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３４　平成１９年度大和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３５　平成１９年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前　９時５９分　　　開　　議

議　　長　（大須賀　啓君）

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、１７番大崎勝治君及び１番藤巻博史君を指名します。

日程第２「議案第６２号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第２、議案第６２号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第６２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３「議案第６３号　大和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第３、議案第６３号大和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。１５番中山和広議員。

１５　番　（中山和広君）

お伺いをしますが、今度の改正の中で、これまでは公益法人等への職員の派遣ということでありましたが、今回の改正は公益的法人への派遣ということでありまして、公益法人と公益的法人とはどの範囲までのことを指すのか、その辺について説明がなかったわけでありますから、説明をして

いただきたいというふうに思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

お答えをいたします。

今回の改正でございますが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正ということでございますが、この法律の改正につきましては、一般社団法人、及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人等の公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴います関係法律の整備ということでございますが、今回の部分につきましては、今までは「公益法人」ということでございましたんですけれども、先ほど申し上げましたように、財団とか、それから社団とかいう部分を一緒にまとめまして「公益的」という総称で今回の改正を行うということで、本文題名改正を行うということで、一つにまとめた部分で、今までは一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人というような部分を公益的法人と一つにしたということでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第６３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第６４号　大和町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第４、議案第６４号大和町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第６４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第６５号　大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第５、議案第６５号大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第６５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第６６号　大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第６、議案第６６号大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第６６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７「議案第６７号　平成２０年度大和町一般会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第７、議案第６７号平成２０年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。１５番中山和広君。

１５　番　（中山和広君）

事項別明細書の６ページ、企画費で旧農協事務所の屋根雨漏り修繕とい

うことで、１１節需用費の修繕料、その中で説明があったわけでありますが、この１０万６，０００円の予算で現在のあの農協の事務所、あれの屋根が完全に修理できるのかどうか。今の状況から見ますと、雨漏りは当然でありますが、ほとんど全部、屋根全体が赤さびの状況になってきているという中で、それらの修繕、補修についてはどのように考えているのか。まず１点そのことについてお伺いをしたいというふうに思いますし、それから、これに関連して、旧農協跡地については、これまでも何回かいろいろな議論がされてきたわけでありますが、建物の撤去といいますか、解体、そういうものを含めた整備というものをどのように考えて取り組もうとしているのか、そのことについてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、１０ページの保育所費、賃金では臨時保育士３名を予定をしていたということでありますが、そのうち２名は応募者がいないということで、これを減額をしたと。そして、委託料で保育士派遣業務委託ですか、これでその２名分を確保するということでありますが、なぜ応募者がいないのか。話を聞いてみますと、近隣の町村の保育所の待遇、そういうものも含めると、考えると、大和町にはなかなか応募者がいないという、そういう話も聞いておりますが、どういう形でそのことについての把握があったのか、なぜ応募がないのか、その辺をどのように把握しているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう１点は１４ページ、商工振興費、この中で、セントラル自動車の社員の家族の方々、７家族３０名を南第二土地区画整理地内のモデルハウス、そこに体験宿泊をさせる、その費用を計上しているわけでありますが、その希望者からは１万円お金をいただいて、あと町で負担をするということでありますが、何日ぐらい体験宿泊をさせるのか、その辺はどういう形に、それからもう一つは、区画整理組合とはどのような協議がなされているのか、あわせてその辺についてお伺いをしたいと。以上です。以上についてお伺いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

お答えをいたします。

第１点でございます。

旧農協跡地の雨樋の件でございます。

私、旧跡地、大和農協事務所の雨樋という説明を申し上げました。その北側の隣の伊藤様の方の雨樋でございまして、これにつきましては、旧跡地、周辺整備をした際に雨樋、ちょっと傷をつけたというか、壊した部分がございましたので、延長で１５メートルの雨樋を修繕を行うという形の部分でございまして、事務所でなく伊藤さんの部分の補償工事という形の部分でございます。

それから、あともう一つ、それに伴いまして、雨樋、あそこ大分狭いということもございまして、敷地の間が。それの部分の事務所からの雨の影響もあったということも含めて、一応１５メートルの雨樋の修繕を行おうという形でございます。

それから二つ目、旧農協跡地の建物関係でございますが、現在第４次総合計画の中で、この間の総合計画の策定懇談会等答申を受けました。そして、今、集中的に中心市街地の懇談会を開催をしてございます。今５回目、今週やるわけでございます。その中で、公共施設等々の跡地の利用の部分につきましても検討をお願いしている部分がございます。それを踏まえながら、ご意見をいただきながら、この旧跡地につきましては、総合計画の策定の中で方向性を見出していきたいなと考えてございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

お答えいたします。

今回の補正の関係は、大和保育所の関係でございまして、臨時の分といいますと、直接町が雇用するということで１３名を予定しておりました。しかし、うち２名につきましてはなかなか応募がなかったということで、

実際単価は高いんですけれども、人材派遣会社からの派遣を２名で補充したと。それと、あと１名につきましては、職員の期限つき採用ということで補充しまして、保育士の手当は手当をしたところでございます。

ただ、この臨時保育士の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年、平成１９年度７，１２０円というようなことで、平成２０年度におきましては４００円をアップした中で７，５２０円の中で応募したわけですけれども、これにつきましては、ことしだけでなくてなかなか応募がないというようなことで、その採用形態が今回人材派遣会社から埋めたということでございまして、ずっと公募しておりますけれども、なかなかこの臨時の分については埋まらないところでは現在あるところでございます。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長　（遠藤幸則君）

中山議員のご質問にお答えを申し上げます。

セントラル自動車従業員の方たちへの体験宿泊というような形で企画をしておりますが、その内容につきまして申し上げたいと思います。

まず、月日なんですが、１０月２５日・２６日の土日を予定をしたいというふうに考えております。１日目は、こちらの方に来ていただいて、町の方のダム関係とか、それからモデルハウス関係の方の宿泊というような形を考えております。特に、南川ダムでの芋煮会については、地元産の野菜とか肉等を使った形での、それから新米ももちろん出ておりますので、そういった形で、大和町の味覚を味わってもらうというふうな企画を考えておりますし、体験宿泊ということでモデルハウスの方に泊まっていただくということであります。

２日目につきましては、町内の施設関係を主に見ていただこうというふうに考えています。特に、幼稚園や保育所、あと小学校・中学校、そのほか町のまほろばホール関係の施設関係、または病院とか、あと町内にある三つの住宅団地、これらをもう一度確認をしながら回っていただきたいと

いうふうに考えております。また、２６日の日曜日はＪＡのあさひなまつりもございますので、そこで地場産品なんかも購入していただければなというような形も考えております。

区画整理の方とはこのモデルハウスの体験宿泊については、今最終の詰めを行っているところでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

１５番中山和広君。

１５　番　（中山和広君）

まず、旧農協の施設、雨樋と雨漏りということで、加齢による耳の障害がそういうふうに聞こえたのかどうかわかりませんが、雨樋であればその修理は当然でありますが、私は毎日見ている旧農協事務所の屋根、赤さびをあれぐらい皆さんにご披露しているということは、町の管理が伺われるという問題もあるし、もっとやっぱりきれいなそういう管理の仕方、町の施設でありますから、お金はかかりますけれども、そういうことですべきでないのかと。課長の答弁では、第４次総合計画の中で全体の使い道だとか、そういうあり方について検討するということでありますが、応急的なそういうものもあってはしかるべきなのではないかというふうに思ったわけですから、このことについて質問をしたわけでありまして、まずそういう取り組みをしようとする考えはあるのかどうか、それをお伺いしたいと。

それから、臨時保育士の関係、これについては、なかなか応募者がいないということ、その応募者がなぜいないのか、その辺を調査なりをしてみているのかどうか。いないんです、いないんですということでなくて、何かがあるからいないのか。そこのところを大和町保育所の中で本当にあそこに行って子供たちと一緒に子供たちの教育をしたいとか、子供の育成、そういうものについて力を発揮したいというような、そういう方を何とかしないと、これも前に質疑の中であったわけだ。派遣会社から出てくれば、ただ機械的なそういう方になりはしないかという、そういう心配もあったことで、これも質疑に何回か出た、そのことがあったものですから、

このことについて町としてそういう把握をしながら、本当にできれば地元の方で働いていただけるような、そういう方を町の保育所の内容を理解していただいて、そして応募してもらうような、そういう手だてはないのかどうか。

それから７，１２０円に４００円をプラスして７，５２０円の賃金にしたということだけれども、本当にそれだけでいいのかどうか。これまでは富谷、大衡と連携をしながら、いろいろこの臨時保育士の処遇といいますか、そのことについて取り組みをしてきた経緯があるものですから、そのことをどのように考えていたのか、調査をしたのか、回答としてはなかったものですから、お伺いをしたいと。

それから、体験宿泊、１泊２日でこれだけ盛りだくさんのことでやられるわけでありますから、やはり印象に残るような、そういう体験の宿泊をぜひ、これは町が、課長が引率ですか。その辺はどういう形でしながら皆さんにこの町を理解をしていただく方法を考えるのか、その辺あわせてお伺いをしたいと。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

お答えをいたします。

現在の建物ですね、大分、議員ご指摘のとおり老朽化をしてございます。施設があることによって周辺の方々にも迷惑というのをかからないように、今維持管理という部分ではやってございますが、今後とも公共用地の跡地利用も含めまして、この今現在の施設についての管理は、常時パトロールしながら管理をしていくという形になろうかと思いますけれども、全体的には第４次総合計画の中で方向性を打ち出していければと思ってございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

お答えいたします。

応募がないということで、平成２０年度におきましては他の黒川の町村と比べて４００円アップした７，５２０円というようなことで、一つはそれでもって応募したわけですけれども、具体的に応募が、実際は１２人予定の中で２名がなかったということですけれども、具体的にこの保育士の免許を持っている方の調査、実際働いていただいている方は町内、町外ございますので、具体的に保育士免許を持っている方の調査は実際はしておりません。したことはないと思いますけれども、ただ、そういう賃金アップだけでなくて、何か要素があれば応募がしていただけるのか、その辺はこれからの検討課題だと思っております。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長　（遠藤幸則君）

１泊２日というような形で計画しているわけですが、確かに盛りだくさんなものを用意したいというふうに思っております。まず、大和町のよさを一番来ている方たちに印象づけるのが大事かなというふうに思っております。それがひいては口コミというような形で、いろいろな形で伝わっていくのかなというような思いを持っております。そういう関係でも、特に芋煮会とか、それから１日目の夜のウエルカムパーティーといったらいいんでしょうか、そういった形の部分では地元の方たちも、職員だけではなくて、町民の方たちを巻き込んだ形で来てくれる方々たちを盛り上げていきたいなというふうに考えております。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかにございませんか。１１番鶉橋浩之君。

１１　番　（鶉橋浩之君）

二、三お伺いをしたいと思います。

まず、歳入の関係で、このＳＡＣＯ関連なんですが、演習中止というようなことがあって、そういった中で１億２，０００万中の６，０００万円の交付というようなことで、今回５，４００万円を交付されたわけであります。残りの６００万円は９条予算で対応というような説明だったんですが、９条予算ということになると、その使途や使い道ですね、そういった条件等々がないのかどうか、この際ですから伺っておきたいと思います。

それから、私の一般質問の際に、例の１．５車線道について、町長から防衛についてはまた別の基準であるので、国交省の基準とはまた違うんではないかというような答弁をいただいたんです。なお問い合わせてみるというようなことだったので、もしその後問い合わせた結果等があればお伺いをさせていただきたいと思います。

それから、今回、繰上償還に関して、町債補正、議案書の１２ページなんですが、義務教育施設整備事業債として１，６７０万円の町債の追加をしたわけなんですが、この説明の際に、昭和６０年の落合中学校の改築７．１％の繰り上げに充当というような説明があったと思うんですが、これ３月でしたか、７％台の金利については平成１９年度で終わっていなかったんですか。私の記憶では平成２０年度は６％から７％台の起債が対象になるというふうに理解していたものですから、その辺の説明をお願いをいたしたいと思います。

それとあわせて、この今回１，６７０万円の町債を補正をいたしまして、公債費でいろいろなほかの項目ともやりくりがあってのことなんだと思いますけれども、返す方の補正額１，１３３万１，０００円、これは元金とあるわけなんですが、これと追加した１，６７０万円の関係についてお伺いをしておきたいと思います。

それから、今回の補正予算の中で、小学校、中学校の学校管理費それぞれ１４節の中で、テレビの聴取料、設置台数の確認申請に伴って児童館費では１４万３，０００円、小学校が１０万５，０００円、中学校が３万円というようなことで追加補正をされているわけなんです。これはどういうふうに理解したらいいんですかね。今まで聴取料を払わないで、設置したんだけれども払わないでいたというふうに理解すればいいのか。この３項目、テレビ聴取料についてお伺いをしたいと思います。

それからもう１点、トヨタ東北の関連で、松坂平３号線、諸収入で町道整備事業費３，０３３万７，０００円受けてございます。一方、道路新設改良費なり改良費の工事請負費なり、いろいろな補償・補てんの関係で措置をされているんですが、今回の松坂平３号線の整備の事業費の関連３，０００万円を受けて、実際どのぐらいかかるのかというような部分、その辺の説明がなかったので、お伺いをしておきます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

それでは、ＳＡＣＯの関係に最初ございましたが、６００万円９条で追加ということですが、交付金の内容につきましては、特定防衛施設の特別調整交付金ということで、同じ内容、項目に該当しますので、使途については大きな差異はないかと思っております。

あとそれから、繰上償還関係でございますが、確かに平成１９年度の対象というものについては７％、その次６％というような以前の説明があったかと思います。大きな基準はそういう内容かと思いますが、償還計画をつくりまして毎年度提出して、この部分について今年度認めますというような、実際の事務対応はそのような状況でございますので、今回の該当がたまたま７．１％のものであったということで、当初の基準どおり明確にきちっと分けてあるということでは若干ないところもあるのかと思っております。

それから、歳出との補正の差でございますが、おのおの当該年度で償還対象の借り入れ部分が決定されますので、当初の予算では繰上償還はあるものとは思いながらも、特定しておりませんですので、毎年度、一般的には９月と３月の２回償還になってございます。ですから、９月と３月分の償還として当初予算を計上いたしましたが、繰上償還は９月の償還日に合わせまして３月分を償還するという内容になってございます。ですから、３月に予定した元金分を１，６７０万円ほどから差し引いて１，１００万円ほどの補正をさせていただいたという内容でございます。

児童館、学校のテレビの聴取料、多分あるんだと思いますが、ＮＨＫの方にちょっと照会しましたので、あと後ほどあるかもしれませんが、テレビの聴取料の免除の規定につきましては、学校の教室にある分、子供たちのためのものというのについては免除の規定の対象になってございます。しかし、中学校再編によりまして、教室にあったテレビが、全体としては教育ふれあいセンター、中に入っているのは児童館という内容になります。児童館、あるいはふれあいセンターの内容でテレビの聴取をするといった場合は減免の対象にはならないということで、その台数分については聴取料が必要ですよというふうなお答えでございました、そういった意味合いで。ただ、現状からして、その台数を現場で使うということは余り想定しにくいのかなということで、教室にある部分については９月末までとりあえず取り外して保管をすると。ただ、４月から９月までの経過分については負担をしなければいけない状況ですので、その部分について今回補正をお願いしたということでございます。

あと学校費につきましては、校長室、職員室、そういったものについては、教室とは違って免除対象にはならないということでございました。学校については会議室、あるいは職員室、そういった部分がありましたので、従来は１台分でありましたが、もう１台分については、現状からすればいろいろな情報収集のために必要であるかなということで措置した内容となってございます。詳細あれば担当課の方からお答えをさせていただきます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

ご質問の１．５車線の件でございます。

これまでは防衛と、それから国交省の補助事業の関係でございます。この両省の申し合わせ事項がございまして、２車線、幹線町道については国交省補助事業でやると、生活道については、従来町単独でやっていた事業でございますが、この部分については防衛でやってもいいということで、

それぞれすみ分けというか、やってございました。ただ、全く防衛で２車線ができないかということになりますと、そうではなくて、国交省との協議においてやれる場合もございます。事前にそういった協議をしてやることが必要でございまして、なかなか防衛としても２車線の方には手が出しづらいというような状況もございました。今回、改めて１．５車線について防衛の方に確認いたしましたところ、協議は必要とするということでございますが、やることについてはできるというふうな回答をいただいておりまして、そういう状況でございました。

それから、トヨタ東北の松坂平３号線の工事関係でございますけれども、これにつきましては、明細書の１６ページでございますが、この道路橋りょうの道路新設改良費の中に、工事請負費５，５６０万３，０００円となってございます。この道路等公共施設撤去工事、これが松坂平３号線の工事費でございまして、額は記載してございませんが、その下の２２節補償補填及び賠償金の補償金の中の水道撤去補償、これが松坂平３号線２，０８８万８，０００円でございます。その差の分が工事請負費でございまして、そういうふうに理解していただきたいと思います。全額トヨタの原因者負担というような形で行っていきたいと思っておりますが、実際その請負工事を出しまして、その差の実質的にどれぐらいかかったかでまた修正になるかと思います。よろしくお願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

１１番鶉橋浩之君。

１１　番　（鶉橋浩之君）

ＳＡＣＯ関連予算については理解をしました。

この繰上償還の関係なんですが、説明をいただいたわけなんですが、私は７％台の金利は既に平成１９年度に終わったものだというような理解をしていたわけなんです。そうしますと、平成２０年に予定していた、いわゆる６％台の金利にかかわる繰上償還分、これについては、今回はその辺まで多少入っているのかどうか。それから、件数にして６件ほどあったわけなんですが、今回措置しなかったとすれば、今後どのような対応をなさ

るのかということを伺っておきたいと思います。

それから、テレビの関係はそういうことなそうなので、理解をしました。

それから、松坂平３号線の関係は、あくまでもこれはそうしますと今回、雑入で受けている分は３，０００万円何がしだけども、今回は今後の工事の動向を見て全額原因者負担で、残り分についてはトヨタからいただくというふうに理解していいのかどうか。

それから、ちょっと最初の質疑で忘れてしまったんですが、今回の課税徴収費の中で２，７７５万１，０００円の債務負担行為をして、５年の債務負担行為で、今回公的年金からの地方税改正に伴う徴収対策措置されたわけですね。いろいろ国の制度が変わるたびにこういった徴収対策においてシステムを導入したりリースをしたりしていかなければならない、最近いっぱいこういう問題が続いているわけなんですが、一体この社団法人の地方税電子化協議会ですか、これは一体何者なのかどうか。

それから、今回の措置で債務負担行為の２，７７０万円の５年ですから、それと合わせてサービス料とか利用料とか、今回は９月補正ですから半年分の計上だと思うんです。かなりの額になるんだと思いますけれども、このシステムで徴収する税収というのはどのぐらい見込んでいるのか、あわせてこれは追加で伺っておきたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

繰上償還の対象につきましては、平成２０年度につきましては、一般会計では先ほど申し上げました１件でございます。あと下水道会計で３件あったかと思いますので、今回は４件という内容になってございます。今後、以前の６％台のものという部分については、平成２１年度までの３カ年での対応という内容になってございますので、順次高い部分から繰上償還をするという内容で進めていきたいというふうに思っております。基準に該当する利率の分が全額繰り上げでいいのかという部分については、繰り上げを受ける側の資金収支、それから、繰り上げをする側の資金の手当

部分も含めておのおの決定されるということかと思いますので、今回は４件という内容でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

トヨタが負担する原因者負担分の予定で見ております３，０３３万７，０００円でございますが、これは工事にかかった分だけお支払いするということでございますので、減額、あるいは増額になればそれに伴ってまた修正が必要になってくる額でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長　（佐藤成信君）

確かに議員のご指摘のとおり、制度の変わるたびに委託料と申しますか、かかるということで、市町村にとりましては大変頭の痛い問題であることは当然でございます。それで、私きのうの説明でも申し上げましたが、なぜこの機関を使うのかと、そういうご質問でございますけれども、省令において指定法人を通じて行うとされているということで、これにつきましては平成２１年４月１日付の告示により、地方税電子化協議会を経由機関として指定をする予定であるということでございます。それで７９７名現時点で対象者を予定しているという説明をいたしましたが、幾ら徴収額になるかということにつきましては、現在把握はまだしておりません。公的年金の徴収の場合ですと、順序がございまして介護保険料、それから後期高齢者と、それから残った分についてのその分の金額、それによりまして徴収する、できないということもございますので、現時点におきましては把握しておらない状況でございます。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

１１番鶉橋浩之君。

１１　番　（鶉橋浩之君）

　把握できてないというようなことでございます。制度が変わるたびにと申し上げたんですが、本当に最近こういうケースが多いわけなんです。この最初の質問をした地方税電子化協議会、これは民間なんですか、それとも国の俗に言う、今天下り云々で騒がれているわけなんですが、そういうたぐいのものなのか、その辺の説明がなかったのでお伺いをしますし、それから、繰上償還に関して、今回７．１％の部分についての繰上だと、地方債補正では５％以内で借りるんだというような繰上償還債ですか、使うんだろうと思いますけれども、今回繰上償還のために起こす起債、これはどういうものを予定でどんな金利、結果として補償金の免除額がどの程度になるのかと、あわせて聞いておきたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

　税務課長佐藤成信君。

税務課長　（佐藤成信君）

　ご質問にお答えをいたします。

　社団法人ということでご理解をいただきたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

　財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

　今回の繰上償還の財源の起債借り入れでございますけれども、まず繰上償還期日は９月２０日の前期分の償還時に合わせて行うということになってございます。資金収支の関係も含めまして、会計課と協議をさせていただいた中で、当面資金収支の中での繰上償還分の確保を行って、実際の借り入れは来年の３月に実施をしたいということで考えております。借り入れ先につきましては、周辺市町村等からの情報収集も含めますと、公庫資金よりも民間資金の方が若干利率が低いようだということと、その際にはおのおの金融機関に利率に関する見積もりをいただいて、一番低い利率を

提示していただいたところから借り入れをして実施をしていきたいというふうに今思っておりますので、今議会後にその手続、準備に入りたいと考えております。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかにございませんか。１０番浅野正之君。

１０　番　（浅野正之君）

事項別明細書の１６ページ、７款３項の河川費でありますが、洞堀川を維持管理するんだということで５０万円の委託料なんですが、これは河川保護団体ありますね、７団体でしたか、７河川。あれは一級河川なのか、この洞堀川は二級河川なんですか、二級河川だから恐らく県の支出金で手当をしたと思うんですが、ちょっとそこを教えてください。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

洞堀川までにつきましては一級河川、県管理の河川でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

１０番浅野正之君。

１０　番　（浅野正之君）

一級河川ですね。一級河川にした場合、さっき言った、いわゆる河川保護ですね。そこでは７河川、あれも一級河川ですね。違うんですか、７河川、違いますか。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

一級河川の中に国直轄管理部分と県管理部分に区分されて管理しているということでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

１０番浅野正之君。

１０　番　（浅野正之君）

そういう考えからしますと、別にこれは業務委託、委託料ではなくて、河川愛護団体との中に入れれば予算措置の仕方が違ってくるんではないかというふうに、私は理解しているんですが、ちょっとそこがすっきりしない部分がある。当然７河川につきましては水質調査もやっておりますから、この洞堀川も水質調査を今まで過去にやっていたデータがあるんですか。当然水環境行政といいますか、あるいは河川行政といいますか、極めてこれは大事な問題でありますから、大和町内には、いわゆる吉岡を中心とした中央を走るきれいな水といいますか、川がないんでありますから、なおさらもちろん洞堀川に期待を持っているんですが、その辺のちょっと考え方もう少し整理してご返答ください。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

大変不勉強で申しわけございません。河川の水質検査をやっているかということでございます。

ただいま昭和５０年代に農業用水の関係で１回水質調査をしたというふうに聞きまして、その後は実質やっていない状況でございます。

この河川愛護の関係でございますけれども、直轄の部分で各地区から協力をいただいて河川愛護をしていただいている部分がございますが、今回の河川愛護団体に対する委託の仕方でございますが、県が募集しております県管理の河川で、町の川サポーターという制度がございまして、それにのっとった事業を行うというようなことでございまして、県が管理すべきところを地域住民の方に、町の川サポーター制度を利用

して今回委託したというような状況でございまして、県から受けております補助金をそのまま河川愛護団体にお渡しして管理していただくというふうな内容でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

１０番浅野正之君。

１０　番　（浅野正之君）

ありがとうございます。この洞堀川総延長、それから３キロから　３．５キロぐらいあるんですか、恐らくそのぐらいあると思うんですが。そうしますと、河川愛護団体に支払っている、いわゆる単価ですね、幾らぐらい違うか教えてください。これで結構ですから、あとは。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

今回の委託する内容でございますけれども、堤防除草に係るものでございまして、総延長は２，７００メートルございます。その除草単価と申しますか、その予定する除草面積が１万２，０００平米で積算をしたところでございます。他の河川愛護団体との比較とのことでございますが、内容的に比較したのはございません。県の積算に基づいてこの額でお願いしたいというようなものでございまして、その中身で愛護団体の方にお願いしたというようなものでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

９番馬場久雄君。

９　　番　（馬場久雄君）

教育費の中のご説明いただいた学校支援地域本部事業、これについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

実施期間が間もなく１０月から３月の６カ月間ということなんですが、期待される

効果三つほど上がっておりますけれども、これを見ると相当時間がかかるんじゃないかというふうにも思うんです。目的、先生方の負担を少なくして、ひいては生涯学習を社会実現して地域の教育力を向上と、非常にいいタイトルのようですけれども、要はこういった地域コーディネーターをつくって、要するに下支えでもってこういう事業をしていくということのようですけれども、ここに２３０万３，０００円、この半分以上は補助費というふうな形になっています。この地域コーディネーターとか、それから調整を図って本当にこの６カ月の事業でできるのかどうか、もう少しちょっと説明をいただきたい。

それと、６ページに財産管理費の中で修繕料、事故というふうな説明あったんですが、このごろスクールバス関係といいますか、町民バスの事故が多いと思うんです。これ３９万８，０００円、どういった事故の内容なのか改めてご説明をいただきたいと思います。

あともう一点、済みません、ちょっと該当するところがないのであれなんですが、一応１７ページの土地区画整理費の関連でちょっとご質問させていただきます。

今、南第二が大分区画整理の方も進んでおりまして、いろいろな企業なり張りついている状況です。具体的に言いますと、パチンコ屋さんのネオンが大分明るいというか、黙っているんでなくてしょっちゅう動いているネオンだということで、明るさもすごいんで、その時間帯なんですが、私は余り１時、２時に歩いたことがないのでわからないんですが、一応１２時ごろまではああいう状況であるんじゃないかと。非常に新しく家を求めてきた人も東側はちょっと窓を開けていられない。ひいては既存の南三丁目の際の方々も、今までは大分自然豊かなところに住んでよかったなと思っているんですけれども、このごろああいった公害ではないんですが、非常に迷惑をこうむっているというふうな声を私は聞くんですけれども、そういったことで、どこの課があれなのかはわかりません。ああいった制限とか、そういった明るさのパチパチ動く明かりに対する条例とか制限というのはあるかないか教えていただきたい。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長　（横田隆雄君）

ご回答申し上げます。

学校支援地域本部です。これにつきましては、今年度から国の新たな事業として始まるんですが、国の方の考えとしても学校を支援するということではっきり打ち出してきたわけでございますが、この制度、いろいろ地域のコーディネーター、あるいはボランティアの方々、その市町村によってそれに携わってくれる方のばらつきがあるということは国の方でも考えております。それで、この３年間、平成２０年から始まるところに対しては平成２１年、２２年と３年間にわたって費用については国の方で面倒見るということで、とにかくすぐに全部を整えるということはかなり難しいというような認識がされております。

それで、今例えば県の方の補助で２年間やったんですが、学校と地域の支援の共同推進事業ですか、そういうものも、現在鶴巣小学校でやっていますが、そういうものを取り込んでやるとか、その地域の方々が今もボランティアで支援をしてもらっているという経緯もあります。あと放課後子ども教室とか、そういうものについてもそれぞれ、例えば小野小学校の方では、ここ３年間の中で１８人ほどボランティアとあとコーディネーターの方々に応援してもらっている状況にありますので、平成２０年度当初はそういうボランティアの方々とか支援される方々、そういう方々の発掘といいますか、人材をいかにそろえるかということを課題としております。

ただ、今各学校において総合教育といいますか、いろいろな地域の方々の支援をいただいて実施している事業もありますので、そういうものも一緒に取り込みながらそういう応援体制をとっていきたいというふうに思っております。国の方もできることから、できるときにやってくださいというような話です。現在、県においても８市町村で実施をするということになっておりますが、まだ１次、２次とその募集あった中で決定しているんですが、あと３次、４次、５次とまだ募集をするということで、この取り組みが議員おっしゃるとおりかなり難しいところがあるということもありますので、これについては、今後集中的に学校さんとも協議を重ねながら、地域の団体等の協力をもらいながら形をつくっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

公用車の修繕の関係でございますけれども、今回の部分につきましては、平成１９

年度末、３月末でございましたけれども、公用車を車庫に納車する際に、自分の足、靴のひもがアクセルとブレーキの間に引っかかってしまいまして、ちょっととめることができなくて、そのまま車庫に入って、車庫にあった公用車とぶつかってしまったということで、既存の修繕費で修理対応はいたしました。その費用でもって共済請求をいたしまして、今回共済金の収入があったということで、既設予算については年間部分の車検等の修繕費等で予算措置をいたしておりますので、既に使用した部分について今回穴埋めをさせていただこうということで措置いたしたものでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

　都市建設課長高橋　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

　パチンコ屋のネオンの件でございますけれども、屋外広告物条例で規制されております。県条例でございますけれども、その条例に基づいて基準をクリアしたものだと思いますが、なおその基準、あるいはそういった状況があるということで確認をしたいというふうに思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

　９番馬場久雄君。

９　　番　（馬場久雄君）

　最初の学校支援地域本部事業、非常にこの図形というか、あれを見ますとなかなか時間のかかる事業なのかなとも思っています。学校長とかＰＴＡ関係者だけじゃなくて、区長以下町民の方々、区民の方々まで巻き込んでの、巻き込むと言うと悪いですけれども、協力をいただく事業だと思うので、この辺しっかりとこういった、進めるに当たって、今課長言われたようにお願いしたいと思っております。

　あと事故に関しては、今そういった事情でということで聞きました。先ほども言いましたけれども、結構ぶつけられたとかという、やむを得ず事故になるということもあるんですけれども、そういった不注意に起因するところが多く感じられますので、特に引き締めてそういった運転動作とかもやっていただきたいなと思います。

　あと最後のやつなんですが、確かに住まいしている方々、夜中までという時間帯結

構明るいんですよ。あそこ東西に向いているんですね。そして、国道４号線沿いにもあるんですが、あれは非常に照明も明るい中での動きなので、あと舞野の方にもあるんですが、あれも動いているんですけれども、余り人家が密集してないというところにあります。ただ、ここの場合は非常に、いずれ近い将来町の中になるということで、そういった苦情が結構あるということで、何とか時間帯で区切るとか、せいぜい普通の生活時間帯の、また営業時間帯の中で処理ができないものかなということで、今お伺いしたわけなんですが、県条例の方もよく調べて、また、町としても対応できるんであれば少し考えていただきたいというふうに思います。その点だけもう一回お願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

　都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　　久君）

　その県条例の基準の中身、それから時間帯等も、それから現状の状況も把握してまいりたいというふうに思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

　ほかに何人ぐらいおりますか。２人。

　暫時休憩します。

　休憩時間は１０分間とします。

午前１１時０３分　　休　　憩

午前１１時１３分　　再　　開

議　　長　（大須賀　啓君）

　再開します。

　休憩前に引き続き会議を開きます。

　１番藤巻博史君。

１　　番　（藤巻博史君）

　先ほど１件と言ったんですが、２件質問させていただきます。

一つは、余りあれですけれども、モデルハウスの見学会ということでございますけれども、７家族の方がいらっしゃるということで、もし話していただけるなら、やはりそれなりのあそこはいいところだぞと言ってもらえる方々に来てもらいたいということで、それなりに影響力のある方が来てもらえるのかなということで、話の範囲でどんな方々が来るのかというところをひとつ、やじ馬的なところもなきにしもあらずですけれども、やっぱりひとつお聞きしてみたい。

それからもう一つ、洞堀川のことで、先ほど浅野議員質問していらっしゃるんですけれども、私も現地を見て、先ほどの話を聞いて、ああ、そういうことかやと思ったんですが、要するに堤防の除草はお願いしているそうですけれども、川底に木が生えているんです。あと川底に草も生えていてすごく、はっきり言ってみっともないんです。あるいは堤防に木も生えているんですけれども、ということで、言葉じりじゃないですけれども１，２００平米にもしかすると川底入ってないのかなという気もするし、それから除草ということで伐採は入っていないのか。あるいは協力していただく会の方々に、はっきり言って伐採までお願いできるのかという率直な疑問もあって、産建でちょっと見にいったときにかなりだなという、そういう記憶がございましたもので、もしそういうことがないのであれば、そこもやる必要があるんじゃないかという思いも込めて質問させていただきます。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長　（遠藤幸則君）

藤巻議員のご質問でございます。

モデルハウスの見学会の内容でありますが、私どもとしましてもぜひ口コミ関係で大和町のすばらしさを伝えてくれる方というような形も当然望んでいるような状況でございます。今現在、こういった企画の案をセントラル自動車側の方に伝えている中で、どういった募集をしていただくのか、人事担当の方とも今詰めているような状況でございます。南第二の方に確認というんでしょうか、話を伺っているところ、もう既にセントラル自動車の関係の方がもう２件予約があるというような状況も伺っております。ですから、こういったもう既にお決めになっている方、またこれからというふうな望みを持っている方、こういう方たちにもぜひ来ていただきたいなというふうな思いを伝えていきたいなと思っております。

議　　長　（大須賀　啓君）

　都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

　河川愛護の作業区域でございますが、堤防と堤防の間ですから、川の中も入るわけでございますけれども、現状において大変厳しい状況も受ける側としてもあるところでございますので、その辺の事情ももうちょっと県の方にも伝えていきたいというふうには思っております。

議　　長　（大須賀　啓君）

　１番藤巻博史君。

１　　番　（藤巻博史君）

　モデルハウスの件につきましては、ぜひまたそういう入られるという希望の方とかそういう方の中で、別にそういうことではないですけれども、やっていただきたいということと、あと洞堀川については、言ってみればちょっと素人の、素人かどうかちょっと愛護会の方々、素人と言ったら申しわけないんですけれども、の手には負えないのではないかななどという、ちょっと見には普通の草刈りの状態ではないということで、ぜひそこら辺はお願いしたいと思います。以上でよろしいです。

議　　長　（大須賀　啓君）

　ほかにございませんか。１７番大崎勝治君。

１７　番　（大崎勝治君）

　今私もその洞堀川の木を言うかと思ったけれども、藤巻君言っていただいたけれども、確かに現状を見れば大変な荒れで、上の方は河川公園という形で桜の木まで植えて、川の中にああいう雑木生えるような形では、県管理とはいいながらやっぱり町の団地の中央を流れている川ですから、それなりに、それ以上の管理をしていかなくてはならない川ではないかと、こんなふうに私も受けとめたわけですから、今藤巻君が雑木の件についてご質問をしたわけですけれども、まだまだやっぱり本当の吉岡町、新しい団地の中央を走っている川ですから、それなりの管理を考えていただきたいと

思うんですが、課長の考えを聞きたいと思います。

　さらに、あそこの近隣公園、あれは竣工検査終わったのだか何だか、公園といいながらも全くひどい荒れの公園だと、こんなふうに見ているんですが、その辺もあわせてお聞きをしたいと思います。

　それから、土木費の道路維持費の中で委託料４，０７８万７，０００円という形で、大きな金は除雪の関係だと思うんですが、側溝清掃業務委託という項目が載っておりますが、この辺についてどこを委託して清掃をやるのか。鶴巣、さきにも私言ったことはあるんですが、鶴巣の大平幕柳線、ダンプで砂運びがもうひっきりなしに走っているわけですし、側溝清掃どころか側溝のふたに３０センチも砂がたまっている状態であるんです。それで、いつでも側溝の肩の掃除をという要望をいつでも話はしてきているんですが、建設課として道路パトロールどの辺までやっているのか。パトロールしていればあれ見えないはずはないと思うんです。その辺も、そしてあと、さらには、工事請負費の中で舗装修繕工事、これも大平の文屋商店からちょっと西の方に来たところ、少し修繕残って中２年ほど工事があいているわけですけれども、そこも穴何回埋めても大きな穴があいて、それも平気でパトロールしているのかなという感じもしているわけです。ああいうのをちょっとした距離ですから、いち早く直していただきたいなと思うんですが、私も自分の方ばり責めればという感じもするわけですけれども、我慢しておりますけれども、やっぱりしょっちゅう道路をパトロールをやっているはずですから、やっぱりその状況を見ながら傷みのひどいところから手をかけていくという考えはないのか。そして、その計画がどうなっているのかお伺いをしたいと思います。以上。

議　　長　（大須賀　啓君）

　都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

　まず、ご質問の第１点目の洞堀川の河川の雑木の件でございます。

　先ほどのご質問にお答えをいたしてはございますが、なおその状況について、県管理でございますけれども、県の方にその状況を伝えていきたいというふうに思っております。

　近隣公園の雑草の件でございますが、芝張りがしてございまして、その芝張りの根の張りぐあいを見て除草するというようなことで計画していたところでございまし

て、ただいまその除草をやったところでございます。

それから、道路修繕委託料の関係でございます。

側溝修繕等のことでございますけれども、これについては、主に吉岡町内のところを見ていたところでございますが、予算の全体の中でひどいところをやっていきたいというふうには思っているところでございます。

それから、道路パトロールにつきましても、これまでも逐次行ってきておりますが、なお細心の注意を払ってパトロールに努めたいというふうに思います。また、状況等についてご一報いただければ、できるだけ早目に対応していきたいというふうに考えてございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

１７番大崎勝治君。

１７　番　（大崎勝治君）

洞堀川については、やっぱり県管理といいながらも町の中央を走っているわけですから、やっぱりそれなりの県に要望をしながらも管理をしていくということでお願いをするわけでございます。

側溝、道路パトロールして、側溝詰まって道路を流れている姿も見ているわけですけれども、特に大平幕柳線は毎日何百台の数のダンプが砂を積んで歩いているわけですから、その辺の整備、全くやっぱり砂で２０センチも３０センチも肩高くなっているわけですから、それをとっていただかないと皆田んぼの側溝まで落ちてくるわけですから、できるだけ余りたまらないうち、もう幕柳の生コンから来た辺りなんかは本当に側溝にふたかけているんだけれども、そのふたの姿なんかもうスコップ一つも刺さないと出てこないような状況にもなっているわけですから、その辺もあわせて側溝の清掃をしていただきたいと、それを要望して終わりたいと思います。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

側溝の清掃の関係でございますが、現地を確認して対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかにございませんか。８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

保育所関係についてお尋ねいたします。

保育所、前は蚊が大分発生したということで、保育所の南側の堀、あそこを詰まっていたのを撤去していただきまして、大分南側の蚊の発生はなくなったようであります。ところが、最近外とか南側の教室じゃなくてホールに蚊が発生しているということで、大分子供たちが蚊に刺されているようでありますので、その点は把握されているのかなんかお尋ねいたします。

それから、南側に行く通路、あそこも前に質問させていただいていたんですが、雨水が入ってきて、いつでもあそこまだぬれている状態であります。一応シートなんかはされているようなんですけれども、やはりまだそのシートの長さも足りなくて足がぬれるという状態でありますので、この辺につきましては、いろいろ消防法もあって、あの辺をふさぐのは難しいということは理解しているんですけれども、今までの中で何らかの対策はとられたのでしょうか、その点をお尋ねいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

お答えいたします。

大和保育所の件なんですけれども、最近除草等はやりまして環境といいますか、その辺はちょっとしたんですけれども、具体的にお子様が蚊に刺されているという状況は、保育現場といいますか、所長の方からのあれはちょっと聞いておりません。なお、現場で対応していると思うんですけれども、具体的に刺されているという状況はちょっと聞いておりません。

あと南側の通路の件でございますけれども、これにつきましては、具体的にどのような形でいいのか、その辺これから検討したいと思っております。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

　ホールの方に蚊が発生というのは、やっぱり何か道路より低いものですから、何らかの問題があると思うんです。そして、雨なんか降ったりすると、やっぱりどこかによどんでいて、それらのあれから蚊が発生するんじゃないかなという、私素人の判断なんですけれども、やはり実際蚊が発生しておりますので、子供たちも大分つつかれて、虫よけスプレーをまた再度持っていっている状態がありますので、それらの方をぜひ何が原因なのかを検討していただきたいと思います。

　それから、通路につきましても、これは本当に前々からもう大分なりますけれども、やはり通路のわきに細い側溝でも入れて水がどこかに流れていくような、そういう対策はやっぱり講じていただきまして、朝忙しく来る父兄の皆さんが足がぬれたり靴下がぬれたりということのないような対策をぜひ講じていただきたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

　答弁は。（「一言ぐらい」の声あり）保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

　お答えします。

　蚊の発生の状況ですけれども、これにつきまして、なお原因究明していきたいと思っております。

　側溝の関係ですけれども、これはやっぱり具体的な対応策を示していかなければならないということで、その辺をこれから検討していきたいと思っております。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

　ほかに。４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

　事項別明細書の４ページの２１款５項雑入、この中でその他の収入となって１５７万８，０００円、これは、ちょっと説明では新幹線駅の協議会等の解散の説明、もうちょっと詳しくこの点お願いしたいんですけれども。

議　　長　（大須賀　啓君）

　総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

　お答えをいたします。

　同盟会ということで、東北新幹線停車駅設置促進期成同盟会を今まで同盟会活動ということで、新幹線の仙台古川間に新駅の設置ということで同盟会を設置して今まで活動をやってきました。そんな中、ここ数年来、平成１９年３月にその設置の方向性につきまして調査を実施いたしました。そんな中、今の同盟会のあり方も含めてでございますけれども、なかなか難しい面があるということは現況調査の中でわかったわけでございますが、その中で、特に乗客数の推計なり、それから新駅設置に必要とする乗降客数が幾らかとか、そういう部分の調査をやりまして、最終的に今後この部分につきましては、一つの目的というか、同盟会としての運動の目的は終わったというような形が構成市町村から出まして、最終的には本年の６月、各市町村に、昨年から同盟会を解散し、特に黒川圏の協議会の中で要望活動はそのまま、調査活動は続けるんですけれども、同盟会を解散した方がいいということがありましたので、町村の意向も踏まえて本年の８月に、総会におきまして解散ということでございまして、構成市町村が大分東松島市とか、そういう部分の鹿島台が入っている部分とか、それから、あった部分についても合併等々もございまして、町村の単位が違ってきましたので、今回この新幹線の新駅の部分については同盟会を解散し、そして、残ったいろいろな事務につきましては、黒川圏の中でいろいろと要望活動も含めて協議をしていくというふうになったものでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

　４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

　これは昨年等々、それ話は前から出ていたんですけれども、昨年になって急にトヨタ、いろいろな関係が来たわけですよね。ですから、私協議会の話というのは前段の話であって、また新たに枠組みとすれば、大和町がやはり音頭を取って新しい枠組みをつくっていかなければならないのかなと思っているんですけれども、その点町長は

どのようなお考えで、今から新駅に関して、今から相当の、今までの集客数は確かにないと思うんですけれども、これからはやはり違う意味であると思うんです、相当の。そこをどういうような活動をしていくのかお伺いいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

町長浅野　　元君。

町　　長　（浅野　元君）

新幹線の駅構想につきましては、今課長お話ししましたとおり、当時鶴巣地区に誘致ということで考えてスタートしております。関係町村、これは黒川郡だけではなくて、要するにそこに接続可能な市町村ということで、かなり広範囲の中でこの同盟会が活動をやってきたところでございます。遠くは石巻とか、それこそ鹿島台、東松島等々、合併しましたので、いろいろ構成は変わっておりますが、そういう中でやっておりました。今課長からもお話ししたとおり、その中で合併等々がありまして、他の町村も加わってきたという状況、それから、いろいろ調査をした結果、東日本の方で、もしそういったものをつくるにしても地元で対応というような基本的な考え方、そういった中で、現在ではちょっと今の状況難しいんではないかという判断がございました。これまでも他市町村からこの活動のあり方についていろいろご意見があり、何年かかけて今後のあり方というものを模索してきたところでございますけれども、最終的には今お話ししたとおり、８月をもってこの会は解散をし、黒川圏の中で一つの課題として今後検討していくという状況になっているところでございます。

今後の課題、確かに状況変わってまいりました。セントラルさんが来られるなり、または北部工業団地をトヨタ自動車東北さんなり、そういった状況でございます。このほかにも解散してもう１個やっているところがありますけれども、それらについても結局構成町村の枠組みといいますか、それが変わったということ等もありまして解散をしているところでございます。

ただ、この話の中で、例えば構成町村、解散した町村からも今後も意見の情報交換の場なり、そういったものも必要であろうというご意見も出ているところでございます。今後、そういったことの意見等も踏まえた中で、どういったあり方があればいいのか、まず基本的には黒川圏の中の考え方をまとめることが必要というふうに思っておりまして、そういった必要性がある。例えば今度地下鉄の話とか、そういった交通

網の関係とか、そういった新たな課題も出てくるんだというふうに思っておりますが、そういったものに対して今後の対応は、黒川圏の考えをまとめた上で他の町村にもお声がけをするか、その辺は今後対応が考えられていくんだというふうに思っています。

この大きな目的の、一つの目的だけの組織でございましたので、今度はそういった目的の中をちょっと整理をした中で、今後の黒川なり仙台圏といいますか、そういった中のあり方の必要性というのは、そういった意見を交換する場は私も必要ではないかというふうに思っておりました。具体的に、じゃあ、いつからどういうものだというほどまでいっておりませんが、そういった場は必要だというふうには考えております。

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

やっぱり今状況がまるっきり変わりました。それで、市町村単位、町村単位でやるというのも大変な予算がかかるものですから、私はやっぱり企業を巻き込んだ形で、やはり世界一のトヨタ、世界第２のエレクトロン等々が来るわけでありますから、やはりそういう企業さんにも声がけして、トヨタなんかは自分で高速道路なり新幹線の駅なんか持っていくのは愛知県の方でもやっておりますから、やはりそれくらいの力がある企業でありますので、企業等々にもやっぱり町長の方から声をおかけして、企業とやっぱり市町村が一体となった活動をしていくべきではないのかなと思うんですけれども、もう１点その辺を。

議　　長　（大須賀　啓君）

町長浅野　　元君。

町　　長　（浅野　元君）

今、企業という話でございます。個々の企業さんとということができるのかどうか。今例えば北部工業団地ですと大栄会という会がございます。そういった中で、大衡のインターチェンジ設置要望とか、そういったものを北部協議会といいますか、我々大衡さんとの協議会、またはそういった方々の大栄会の代表、代表といいます

か、大栄会も含めた中で要望活動なんかしてもらった経緯もあります。

　これから新しい企業さんがいろいろ入ってこられる。エレクトロンさん、トヨタさん、大きな企業さんが入ってこられます。そういった協力体制ということは考えられるというふうに思っておりますが、それが個々の会社とやった方がいいのか、今申し上げました大栄会というか、そういった大きな組織でやった方がいいのか、いずれやり方はいろいろあると思いますけれども、協力いただけるところはお願いをし、一緒にやっていくということは当然考えていく方法の一つだというふうに思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

　ほかに質疑はありませんか。

　　　　「なし」と呼ぶ声あり

　ないようですから、これで質疑を終わります。

　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　　　　「なし」と呼ぶ声あり

　討論なしと認めます。

　これから議案第６７号を採決いたします。

　本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

　　　　〔賛成者起立〕

　起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８「議案第６８号　平成２０年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

　日程第８、議案第６８号　平成２０年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

　本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第６８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９「議案第６９号　平成２０年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第９、議案第６９号平成２０年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第６９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０「議案第７０号　平成２０年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１０、議案第７０号平成２０年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題

とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１「議案第７１号　平成２０年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１１、議案第７１号平成２０年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２「議案第７２号　平成２０年度大和町老人保健特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１２、議案第７２号平成２０年度大和町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３「議案第７３号　平成２０年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１３、議案第７３号平成２０年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４「議案第７４号　平成２０年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１４、議案第７４号平成２０年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５「議案第７５号　平成２０年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１５、議案第７５号平成２０年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６「議案第７６号　平成２０年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１６、議案第７６号平成２０年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１７「議案第７７号　平成２０年度大和町水道事業会計補正予算」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１７、議案第７７号平成２０年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１８「議案第７８号　町道路線の廃止について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１８、議案第７８号町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１９「議案第７９号　町道路線の認定について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第１９、議案第７９号町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第７９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２０「議案第８０号　土地の取得について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第２０、議案第８０号土地の取得についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第８０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２１「議案第８１号　黒川地域土地開発公社定款の変更について」

議　　長　（大須賀　啓君）

　日程第２１、議案第８１号黒川地域土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

　本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

　ないものと認めます。

　これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

　討論なしと認めます。

　これから議案第８１号を採決いたします。

　本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

　起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２２「認定第１号　平成１９年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」から
日程第３５「認定第１４号　平成１９年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議　　長　（大須賀　啓君）

　日程第２２、認定第１号平成１９年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第３５、認定第１４号平成１９年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

　朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長織田誠二君。

会計管理者兼会計課長　（織田誠二君）

　それでは、議案書４０ページをお開き願いたいと思います。

　認定第１号平成１９年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第２３３条第３項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

お手元に配付しております決算書と、それから会計課認定第１号関係ということで資料を配付させていただいておりますけれども、これらに基づきまして説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

最初にこちらの方の歳入歳出決算書、こちらの方をお願いしたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

決算の資料お持ちですか。もしお持ちでない方多ければ、ここで休憩したいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

暫時休憩します。

休憩時間は午後１時までとします。

午前１１時５１分　　休　　憩

午後　０時５７分　　再　　開

議　　長　（大須賀　啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者兼会計課長織田誠二君。

会計管理者兼会計課長　（織田誠二君）

それでは、議案書の認定第１号の平成１９年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

説明につきましては、こちらの方の決算書と、それから会計課の認定第１号関係ということで、説明資料を配らせていただいております。こちらに基づきまして説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、こちらの方の各種会計歳入歳出決算書の１ページをお願いしたいと思います。

一般会計と１２の特別会計の決算の総括表であります。

一般会計の歳入でありますが、収入済額が９１億７６２万３，０２６円、歳出の支出済額が８８億９７２万４，６４６円となりまして、歳入歳出差引残高は2億９，７８９万8，３８０円となりました。

２ページをお願いします。

こちらは一般会計の歳入の款別集計表でございます。

一番下の歳入の合計欄をお願いしたいと思います。

まず、予算額９０億７，１１４万２，０００円、調定額９５億３，７７４万７４円、収入済額９１億７６２万３，０２６円で、調定額から収入済額を差し引いた額から不納欠損額１，９３１万５，０１０円を差し引きました４億１，０８０万２，０３８円が収入未済額となっております。

予算額に対する収入済額の比率でございますが１００．４%、調定額に対する収入済額の比率は９５．４９%となりました。

次に、歳出です。

３ページをお願いします。

こちらも一番下の歳出合計の欄をお願いします。

支出済額が８８億９７２万４，６４６円、繰越明許費１億７，０６７万６，０００円を差し引きました９，０７４万１，３５４円が不用額となっております。予算対比の執行率は９７．１２%となりました。

次に、決算の概略を平成１８年度と比較しまして説明させていただきますが、説明資料を認定第１号関係、会計課の方をごらんになっていただきたいと思います。

こちらの方の２ページをお願いします。

歳入です。

１款町税は、平成１８年度と比較しまして４億６，９６１万円、１４．６%の増、構成比も５．４%増の４０．４%となりました。

内訳としまして、町民税が３億５，３７０万円、３５．９%の増、固定資産税が１億４１０万円、５．７%の増、町たばこ税が４７９万円の減となっております。

２款地方譲与税１億９，１０６万円、５５．９%の減となりましたが、これは所得譲与税が平成１８年度は１億９，０３８万円の収入がありましたが、税源移譲によりまして平成１９年度から廃止になったことによる減となったものでございます。

主な款について説明させていただきます。

次に、１０款地方特例交付金４，４３５万円、７１%の減となりましたが、これは１項地方特例交付金が５，０９３万円の減となったことによるものです。

１１款地方交付税につきましては７，６９３万円、３．８%の減となっております。

１５款国庫支出金１億１，５１２万円、２１．１%の増となりましたが、これ

は負担金で５，４１４万円、２２．２%の増、これにつきましては、被用者児童手当負担金で１，７１６万円、教育費国庫負担金で１億２，２２１万円の増、災害復旧費国庫負担金が９，７３９万円の減となったことによるものです。

また、補助金の方でも６，２６８万円、２１．５%の増となっていますが、これは土木費国庫補助金で７，７７５万円の増、まちづくり交付金で１，８２６万円の減となったことによるものでございます。

次に、１６款県支出金は５，７６６万円、１９．３%の増となりましたが、これは負担金、委託金の方で増となったことによるものでございまして、負担金では民生費県負担金で９０８万円、土木費の県負担金で１，０５０万円の増となったことによるものでございます。また、委託金の方では総務費委託金で４，３５７万円の増、徴税費委託金で２，６８５万円の増、選挙費委託金で１，４００万円の増となったことによるものでございます。

次、１７款財産収入につきましては１，４８４万円、１１５．２%の増となっておりますが、これは土地売払の収入で１，７５７万円増になったことによるものでございます。

１８款寄附金につきましては７３４万円、４５．９%の増となりましたが、民生費寄附金で１，０００万円の増となったものが大きなものとなっています。

１９款繰入金は２億７，６２５万円、２５．４%の減となりましたけれども、特別会計繰入金で減となったもの、そして、基金繰入金でも２億６，３１６万円の減となっております。これにつきましては、財政調整基金、それから町債管理基金、長寿社会対策基金、都市整備基金で繰入金の増となったものの、庁舎建設基金３億６，９００万円の減となったことによって最終的に、トータル的に減となったものでございます。

２１款諸収入は１，９６４万円、９．４%の減となっておりますけれども、これは商工費貸付金元利収入の増、それから受託事業収入で増となったものの、給食費納付金や場外車券売場交付金で１，４９９万円の減となったことによるものでございます。

２２款町債は６，３５６万円、１０．４%の減となっておりますが、教育債で１億７６０万円増となったものの、土木債、臨時財政対策債、減税補てん債、それから災害復旧債で減となったことによるものです。

歳入合計で昨年度と比較しまして６，６３５万円で０．７%の減となったところで

ございます。

次に３ページをお願いします。

歳出です。

歳出につきましても主なものについてご説明させていただきます。

まず、２款総務費３億７，３６１万円、２４．４%の減となっておりますけれども、選挙費、基金積立金で５，３６１万円ほど多くなったものの、庁舎建設費の方で４億６，５７０万円の減となったことによるものでございます。

３款民生費につきましては８，５０７万円、５．８%の増となっておりますけれども、社会福祉費で５，７００万円の増、それから児童福祉費の方で児童手当等で２，７７４万円それぞれ増となったことによるものでございます。

４款衛生費は２億１，９０１万円、１６．１%の減となっておりますが、保健衛生総務費の方で黒川病院事業に対する不良債務負担金が減となったことによるものでございます。

５款農林水産業費２，９２９万円、１３．３%の増となっておりますが、それは農地費の方で増となったものでございます。

６款商工費は１億４，７２３万円、６７．６%の増ですけれども、これは企業立地奨励金が増となったことによるものでございます。

７款土木費は１億　５，４８５万円、１１．５%の増ですけれども、重吉橋の架けかえ等で工事費が増となったこと、それから下水道特別会計に対する繰出金等で増となっております。

８款消防費６，００８万円、１４．８%の減ですが、防災無線施設事業等の終了によりまして工事請負費等で減となったものでございます。

９款教育費は１億６，０３３万円、１５．５%の増ですけれども、中学校費で２億１，２００万円ほど増となっております。これは大和中学校の増築に要する工事費等で増となったものでございます。

１０款災害復旧費につきましては１億８，２０５万円、１００%の減となっておりますけれども、平成１９年度中に災害がなかったことによる減となっております。

１１款公債費は６７６万円、０．６%の減です。元金で６６２万円の増、利子の方で１，３３９万円の減となっております。

１２款諸支出金の６，７４５万円につきましては、大和リサーチパーク開発にかかわる代替地取得等に係るもので増となっております。

歳出合計では１億９，４５６万円、２．２%の減となっております。

続きまして、これは明細につきまして事項別明細書、決算書の方でご説明させていただきますので、決算書の方にお戻りいただきたいと思います。

決算書の１０ページをお願いします。

平成１９年度の大和一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

まず、第１款町税です。

調定額が３９億４，３４１万円に対し収入済額が３６億７，９１７万円となりまして、不納欠損額の１，９３１万円を差し引きました２億４，４９２万円が収入未済額となっております。昨年と比較しまして、収入済額で４億６，９６１万円の増、徴収率につきましては９３．３%となっておりまして０．６%ほど向上しております。

不納欠損額の１，９３１万円につきましては、地方税法の規定に基づき行ったところでありますけれども、処分理由といたしまして、転居先不明が９８件、納付困難が６２８件、本人死亡６４件、生活保護２３件、処分の停止中１３１件の合計で　９４４件でございます。人数では　３３３人となっております。昨年と比較しまして人数で６６人、件数で１７２件ほど増となっておりますけれども、金額では６２万９，０００円、３．１６%の減となっております。

次、１項町民税です。

収入済額が１３億３，８００万円で、昨年と比較しまして３億５，３００万円の増、内訳としましては、１目個人町民税、収入済額９億１，９００万円で２億３，７００万円の増。

２目法人町民税は、収入済額で４億１，９００万円で１億１，５００万円の増となっております。

２項固定資産税につきましては、収入済額１９億２，２００万円で、1億４００万円の増、それから、３項の軽自動車税は、収入済額４，３００万円で２００万円の増となっております。

１１ページになります。

４項町たばこ税につきましては、収入済額２億１，０００万円で４００万円の減、５項特別土地保有税３２万円の増、６項入湯税は２９万円の減、７項都市計画税は１，４００万円の増となっております。

２款地方譲与税から１２ページ、３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、それから１３ページになりますが、６款地方消費税交付金、７

款ゴルフ場利用税交付金、８款自動車取得税交付金、次のページの１４ページの９款国有提供施設等所在市町村助成交付金、それから１０款の地方特例交付金、１５ページの１１款地方交付税１２款交通安全対策特別交付金までの各款につきましては、予算どおりの調定額、収入済額となったところでございます。

１６ページをお願いします。

１３款２項１目２節児童福祉費負担金でありますが、これは大和町保育所、もみじケ丘保育所の保育料で５，８８６万円の収入済額で８６５万円が収入未済額となったところです。

次、１７ページをお願いします。

１４款１項３目１節農業使用料ですが、これは町民研修センター、それからふれあい農園使用料等などで３０６万円の収入済額となっております。

次、５目１節道路使用料ですが、これは道路占用料でございまして８５６万円の収入済額となっております。

同じく５目３節住宅使用料、これは町営住宅の使用料で３，８２３万円の収入済額で２７０万円が収入未済額となったところでございます。

次、６目３節社会教育使用料ですけれども、こちらはまほろばホール等の使用料で８３０万円の収入済額となっております。同じく５節保健体育使用料ですが、総合運動公園、ダイナヒルズ運動公園、体育センターなどの使用料で７８８万円の収入済額となっております。

１８ページをお願いします。

１４款２項１目１節総務手数料ですが、戸籍手数料や住民票手数料などで１，１５９万円の収入済額となっております。

３目１節清掃手数料ですが、これは廃棄物処理手数料などで３，２７４万円の収入済額で９万６，０００円ほどが収入未済額となっています。

１５款国庫支出金ですが、これにつきましては、２０ページの２項２目１節道路橋りょう費補助金と、それから２１ページの５目１節特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらの方で合計で１億５，０８６万円の繰越明許費となったところでございますが、それを除きました国庫負担金、国庫補助金、委託金につきましては調定どおりの収入済額となったところです。

道路橋りょう費補助金の繰越明許費の内訳といたしましては、地方道路整備臨時交付金事業として町道小鶴沢線の道路改良工事、舗装新設工事、そして町道大崎清水谷

線の道路改良工事関係で繰り越しとなっております。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の内訳ですが、こちらの方はＳＡＣＯ事業としての町道高田線、台ケ森線の防雪・設置工事関係、それから町道東車堰線の用地測量など、それから町道山ノ神禅興寺線の用地費、補償費に工事等、こういったものが繰り越しとなっております。

２１ページをお願いします。

１６款県支出金につきましては、１項県負担金、次のページの２項県補助金、２４ページになりますけれども３項委託金につきましては調定どおりの収入済額となったところでございます。

２６ページをお願いします。

１７款２項１目１節土地売払収入１，７９３万円でございますけれども、これは町有地を仙台大衡線の道路用地として防災調整池設置事業用地として宮城県に対して売り払ったことによるものでございます。

１８款１項２目１節土木管理費寄附金につきましては、町道小鶴沢線の道路改良事業に対する財団法人宮城県環境事業公社からの寄附金で１，３００万円の収入済額となっております。

２７ページをお願いします。

１８款寄附金４目１節社会福祉総務費寄附金につきましては、町出身の篤志家からの寄附金などで１，０３０万円の収入済額となっております。

１９款繰入金１項特別会計繰入金、２８ページの２項基金繰入金、そして３０ページになりますが、３０ページの２０款繰越金につきましては調定額どおりの収入済額となったところです。

次、３１ページをお願いします。

２１款３項１目１節総務費貸付金元利収入につきましては、財団法人地域総合整備財団からの地域総合整備資金貸付事業の償還金として９５４万円の収入済額となったところです。

同じく３目１節商工費貸付金元利収入につきましては、町中小企業振興資金の預託金などで２，７１０万円の収入済額となっております。

４項２目１節自転車競技場管理受託事業収入につきましては、財団法人宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入で７４６万円の収入済額となっております。

３２ページをお願いします。

２１款５項１目２節給食費納付金でございますけれども、学校給食費に対する納付金ということで１億４６３万円の収入済額で２９５万円が収入未済額となったところです。

３目１節雑入ですが、これの主なものにつきましては、地域振興事業助成金、オータムジャンボの宝くじ交付金で４９９万円などで２，３４７万円の収入済額となっております。

２２款町債につきましては、１目衛生債から、３３ページの６目臨時財政対策債まで調定額どおりの収入済額となっております。

以上一般会計の歳入についての説明です。よろしくお願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

それでは、平成１９年度の大和町各種会計歳入歳出決算書の歳出のご説明を申し上げたいと思います。

なお、主要な施策の成果に関する説明書につきましても同様にご参照いただきたいと思います。

まず、事項別の３４ページをお開きいただきたいと思います。

１款議会費につきましては、議員２０名、職員３名の人件費及び議会の本会議、臨時会、各常任委員会活動等、議会運営に要した費用であります。

決算説明資料の方は２４ページから２７ページをあわせて参照いただきたいと思います。

１項１目１節、９節につきましては、議員の報酬及び費用弁償等であります。２節、３節、４節につきましては、職員の給料、職員手当等、共済費の人件費であります。

以下、各款、科目の２節から４節までの職員の人件費等につきましては説明を省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、議会費１１節につきましては、議会だより年４回発行の印刷製本費等に要した費用でございます。１３節につきましては、会議録作成の委託料でございます。１８節につきましては、デジタルカメラ及び議場用タイマー操作盤等の備品購入費でご

ざいます。１９節につきましては、県、宮黒議長会の負担金及び政務調査費でございます。

次に２款総務費１項１目につきましては、一般管理費、職員厚生費及び研修事業、公用車の管理、連絡区長等に要した費用でございまして、決算の説明資料につきましては、２８ページから３０ページまでをあわせてご参照をお願いをいたしたいと思います。

１節につきましては、区長５９名、産業医１名、特別職報酬等審議会委員１０名に要した費用でございます。８節につきましては、退任区長等の記念品に要した費用でございます。９節につきましては、職員の研修旅費及び委員の費用弁償でございます。１１節につきましては、コピー料金、それから新聞等々の購入に要した費用でございます。１２節につきましては、公用車の保険料等でございます。１３節につきましては、職員研修業務及び健康診断業務の委託料でございます。１４節につきましては、職員駐車場の土地借上料及び現行法令ＣＤ　ＲＯＭ使用料でございます。１９節につきましては、黒川地域行政事務組合、これは管理運営費分の負担金及び区長会活動に対する助成でございます。２３節につきましては、権限移譲事務県交付金の平成１８年度精算による償還金でございます。

次、２目文書広報費につきましては、文書管理費、広報広聴等に要した費用でございまして、決算の説明資料の部分については３０、３１ページをあわせてご参照いただきたいと思います。

１節につきましては、情報公開審査会委員５名に対する報酬でございます。８節につきましては、まちづくりモニター１２名に対する謝礼でございます。

次、３６ページでございます。

１１節につきましては、広報たいわ月平均で８，３１３部発行に要した印刷製本費及び例規集の追録代等でございます。１２節につきましては、郵便後納料金及び例規執務サポートシステム、ファックス等の通信料金であります。１３節につきましては、例規システムの保守点検業務委託料でございます。１４節につきましては、印刷機、ファックス及び例規システムの機械借り上げに要した費用でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

それでは、決算書の３６ページ、引き続きになりますが、大変申しわけございません。その前に本日お配りをさせていただきました大和町の健全化比率について、そちらについてご説明を申し上げさせていただきます。

縦書きのものなんですが、今朝机の上に配付になっているものでございます。

こちらにつきましては、財政健全化法が成立いたしておりまして、平成１９年度の決算から健全化法に規定をする比率を算出し、監査委員の審査を得て議会に報告するというふうになってございますので、そちらの法律の概要と今回提出いたしております数値等について概要のご説明をさせていただくためにお配りをさせていただきました。

１ページをお開きいただきます。

一番最初に、財政健全化法と書いてございます。こちらは括弧書きに正式の名称が地方公共団体の財政の健全化に関する法律となってございまして、こちらにつきましては、地方公共団体の財政健全性の比率を公表すると、そういったことによって、早期健全化や、あるいは財政の再生計画、そういったものを策定して財政の健全化に資するものだということで、平成１９年６月に法律が制定され、公布されたものでございます。

この法律の中で、公表対象とされている比率が①から⑤まで書いてございます。

一つが実質赤字比率というもので、こちらは一般会計等を対象とした赤字額について標準財政規模に対する割合を出すと。すべてが標準財政規模に対する割合といったような状況で出すことになっております。

２番目は範囲を広げたもので、全会計を対象として赤字比率を出すというのが連結実質赤字比率になります。

３番目が実質公債費比率でございますが、こちらは元利償還金等に要する費用が標準財政規模に対してどれくらいの割合あるのかという比率でございます。

４番目の将来負担比率につきましては、３番目の実質公債費比率については単年度ごと、実際は過去３年分を平均して当該年度の比率というふうになっておりますので、厳密な意味では単年度ではないのかもしれませんが、基本的に対象が単年度ごとということになっておりますが、４番目はこれから先についてどうなのかという割合で、時間的な違いがあるというふうなものでございます。将来負担すべき金、額がどれくらいあるのかというのが４番目でございます。

５番目につきましては、資金不足比率と書いてありますが、こちらは公営企業の赤字比率というふうな見方をしていただければよろしいのかと思います。

この五つを算出をして監査を経て報告公表するというふうに規定してあります。それの具体の内容が下に書いてありますが、財政健全化法についての施行は、基本的には来年の４月１日からでございますけれども、第２条に規定している部分が上の①から④までの比率でございます。２２条に規定するというのが資金不足比率、公営企業の資金不足比率ですから⑤、この五つの比率について、さらには、第３条の規定については２行目になりますが、比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告と公表をするという規定が第３条の内容になってございます。この部分については平成２０年４月から施行しますよということになっておりますので、今回、平成１９年度の決算部分から適用いたしますというものになってございます。

比率については標準財政規模に対する比率というふうになっておりますので、標準財政規模について次のところに記載をいたしました。こちらの内容については、地方公共団体、大和町でしたら大和町が毎年標準的な状態で毎年継続して収入されるであろう経常的な一般財源がどれくらいあるかと。毎年同じような額が同じような内容で入ってくる、それに対して支払い能力がどうなのかと、そういうような形なので、標準財政規模に対する割合というのが使われているようでございます。

じゃあ、その額というものはどういうものなのかというふうになりますが、最初に書いておりますが、基準財政収入額と書いておりますが、こちらは交付税を計算する場合に、基準財政需要額から基準財政収入額を引いて不足した部分が交付税として交付されるような仕組みになってございます。

この収入額というものの中身なんですが、その次に括弧にしてありますが、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、交通安全対策特別交付金、これは国等から交付されますので、町に入る部分は、先ほど決算の報告でもありましたが、予算どおり収入されておりますということで１００％算入することになっております。それ以外の税金収入、町税収入等については、徴収率と、それから各町村のいわゆる弾力性を持たせるということで１００％入れるのではなくて７５％を入れるということになっておりますので、まず収入額から１００％入る三つを差し引いて、残った分を０．７５で割る、７５分の１００を掛けるということで、町税収入の１００％分を出します。最後に１００％引いた分を足して、さらに普通交付税、交付税には普通交付税と特別交付

税がありますが、普通交付税分のみ足したものが標準財政規模というふうになるものでございます。

　ちなみにちょっと以前説明したのとあれなんですが、後ほどの資料で出てきますが、平成１９年度の標準財政規模については、恐れ入りますが、４ページをお開きください。

　４ページのところのちょうどページを振った右側のところに標準財政規模というところがございます。こちらのところに５９億６，４００万１，０００円と記載してございますが、こちらの中には２億５，４８３万４，０００円の臨時財政対策債を含んだ数値になっております。これを除いた部分が先ほどの計算上出てきた数値ということになっております。平成１９年度分につきましては、今回の比率を出す場合は臨時財政対策債を含んで計算をしますということになっておりますので、５９億６，４００万円になりますので、約６０億円というふうな数値でご記憶をいただければいいのかなと思います。

　１ページに戻っておりますが、２番目の各種比率の指標でございますが、１番目の実質赤字比率につきましては、１番目、２番目につきましては大和町には該当はいたしてございません。これから決算内容のご説明があるわけでございますが、すべて黒字決算となっておりますので、赤字の比率というところは出てまいりませんが、内容としてご説明いたします。

　①については、赤字の割合が１１．２５%から１５%の場合は健全化策と、健全化計画というのを策定しなければなりませんよというふうに法律上規定してございます。この割合の少し間あります部分については、標準財政規模により異なるもので、今回、平成１９年度分については大和町は１４．４６%、これを超えた赤字割合になった場合は財政健全化計画をつくらなければいけないという内容のものです。下の部分については再生基準、再生計画、もっと悪い場合再生計画をつくらなければならないというものですが、それの基準の割合が２０%と定められているものです。

　２番目の連結実質赤字比率については同様でございますが、範囲が広くなった分５%の加算があって、大和町の場合は１９．４６%、再生基準は３０%というふうになっているものです。

　３番目の実質公債費比率につきましては、健全化基準が２５%、再生基準が３５%、将来負担比率については３５０%ですから、標準財政規模の３年半分というような、そういう規定になっているという状況です。

恐れ入りますが、最初に３ページ、もうちょっとさきにご説明すればよろしかったのかもしれませんが、こちらのところで、ちょっと図で対象の会計等について書いてございますので、こちら参考書をコピーしたものでございますが、左側の部分が従来の財政再建法の内容ですが、右側のところが今回の健全化法の対象だということで、実質赤字比率というものについては、一般会計とそれに準ずる会計、大和町では普通会計ということでよく決算統計の対象としてご報告等を申し上げておりますが、その部分というふうにお考えいただければよろしいのかと思います。連結する部分については、企業会計、水道会計まですべて含んだ部分で黒字なのか赤字なのか、おのおの黒字があったり赤字があった場合は、それを相殺してトータルで赤字になるかならないかというような対象のものです。

実質公債費比率につきましては、黒川地域行政事務組合等、広域行政の部分で当然病院、消防等がありますので、その部分も含んで計算しなさいというふうになっております。さらに、将来負担比率につきましては、さらに町等がかかわったもので独立行政法人や公社、あるいは第三セクター、そういったものがあればそういったものの負債を背負う部分についてもカウントしてみなさいという、そういう対象の内容になってございます。

行ったり来たりで申しわけありません。１ページにお戻りをいただきます。

次に、３番目の大和町の状況と書きました。赤字比率ということについては通常の決算上赤字だという場合だけではなくて、繰上充用額、あるいは支払繰延額、事業繰越額も加味したものですよというふうになっておりますが、繰上充用額については、ことしの事業に対して支払いするお金がことしの分で足りないので、来年度分を持ってきてお支払いをするという方法が繰上充用でございます。

支払繰延額は、逆に払わなくてはいけない事由が発生しているんですが、金がないので来年払いますというような、延ばしたようなものになります。

事業繰越額という部分については、この事業を実施してしまうと金が足りなくなるということで、本来今年度すべき事業を来年度以降に回すと、そういった三つの要素も加味して赤字なのかどうかを判断しなさいというふうになっておりますが、大和町ではこれらの部分も含めてすべて赤字の状況にはございませんので、１番目、２番目は該当なしというふうに整理をさせていただきました。

２ページをお開きください。

実質公債費比率につきましては、基本的には借入金、町債等の借入金の元利償還が

どれだけあるかということになります。通常の場合は一般財源等で支払いをする形なので、その割合を出すということになっておりますが、中身が少し複雑になっておりますので、特定財源等々、そういった払う当てのあるような制度、そういったものに合致した分は差し引いて計算しますよというふうになっております。

丸をしましたが、特定財源がある場合は除きます。それから交付税法によって借金等した場合、ある程度元利償還金分を基準財政需要額、支出額として計算してあげますよという制度があるんですが、そういったものに算入された分も引きますよというふうになっております。

あと、対象部分が広くなっておりますので、当然公営企業や大和町の場合は複合事務組合ですが、そういった部分の起債の償還等についても含めます。ただ、含むだけではなくて交付税に算入されたりする部分は当然引いて扱いますといったようなこと、それから一つ飛びますけれども、繰出金という形で整理されているものでも実際上は起債の償還に充てる内容のもの、そういったものがあればそういったものもカウントしますよというふうな、そういったルールの中で計算される内容になってございます。

丸がついていますが、下から二つ目の丸の中段以降のところの交際費の書き方が何回もで申しわけございません。お金の公債費です。公の債務でございました。申しわけございません。ご訂正方お願いします。こういったものも含むという内容になっております。

それから、将来負担比率という部分につきましては、実際に借り入れ等をしたもののみならず、債務負担として将来支払いが発生するであろうとされている部分、実際に金額が計算できる部分等についても含みます。さらには、範囲が第三セクターとか公社の部分も含んで計算しますというふうな、そういったルールになっておりますので、そういった部分を○印として記載をいたしたものです。こういったルールにのっとって計算をさせていただいた数値が４ページになります。

４ページのところの上段の枠の右側になりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんので、バーとさせていただきました。実質公債費比率は１５．２%、将来負担比率については２０．３%という内容です。大和町の普通会計の借入金残高約８０億円ほどでございますけれども、それが少なくなって６０億円の２０%ですから、実際は１２億円ほどの負担、それ以外は何らかの手当がありますよというふうな数値に、このルール上はなっております。実際にこの数字が２０．

３％であっても残高は厳としてありますので、それらの管理をどうするかということについては継続して引き締めて対応しなければならないものだと思います。

下のところにはそれらに要する計算上の比、数値、それから基準比率というものが記載してございます。

５ページにつきましては、こちらは赤字比率を出す場合で、数字記載してございますが、正数で書いてありますので、黒字ということになっております。下のところで実質赤字比率、マイナス５％等と書いてありますが、これは黒字の割合ですというふうにごらんいただく、赤字を出すのでマイナスついているのでちょっと見にくいかもしれませんが、そういうものでございます。

６ページにつきましても、こちらは企業会計関係の資金不足、赤字という状況のものでございます。ちょっと小さくなって申しわけないんですが、こちらも同様に赤字ではありませんという数値、実質収支額等が記載されて赤字ではありませんという整理された表になります。

７ページのところの表でございますが、こちら中段の右側のところに実質公債費比率というのが書いてございます。平成１７・１８・１９年度とおのおの割合が書いてありまして、この三つを平均したものが今年度、平成１９年度分として１５．２％と算出しております。各年度の算出については、上のところから①から⑰まで付してあります。空欄のところもありますが、こちらの部分を足して分子の部分、分母になる部分という形で、こちら算出される表になってございます。

前段部分①から⑥の部分までが支払い部分という数値になります。⑧番、⑨番、⑩番が標準財政規模等に該当するところですので、分母になる数値です。⑦番と⑪番以降については差し引く数値に該当します。こちらは分子、分母双方から差し引いて計算をして平成１７、１８、１９年度というふうに出す内容になってございます。この表に整理をして計算をしたというもので、総括表としてつけさせていただきました。

８ページは実質公債費比率から時間的な部分、あるいは債務負担等の部分も含めて数値を計上したものでございまして、上の段に記載する部分が負担額という状況になって、中段のところの部分が差し引かれる数値ということで、一番下のところに計算上の数字が載ってございます。

一番左側を見ていただければわかるんですが、最小の部分の分子は１６０億２，４３１万９，０００円ございます。分母は５９億６，４００万円でございます。この段階では約３倍近くになるかと思います。それを差し引くと一番右側のところになりま

すと、分子が９億９，３００万円と１０億円ほどになります。下の段は分子、分母ともから引く部分も引いたりしますと、約６０億円が４９億円ほどになるので、これを除しますと２０．３％ですという計算式になるという状況でございます。

こちらについては、今回初めてということで、最初に要綱が示されましたが、最初の要綱が見えなくなるくらい、毎日ぐらい直してください、直してくださいというふうな状況が来ております。県には報告はしたんですが、もしかすると最終的にもう少し動くかもしれないというような状況が現実の状況でございます。

今回、監査委員さんにお示しした数値でもって議会にもご報告をさせていただきました。その内容で監査委員さんからのご報告が後ほどあるというふうに伺っております。最終的にもしこの数値が移動するようであれば、改めての機会にご報告をさせていただきたいと考えております。

もう１点は、もう一つ、健全化については以上でございます。

もう１枚、財政課の資料といたしまして、決算に関する説明の内訳ということで、２ページ以降については委託料、それから補助金の内訳ということで、各課、どこの課に所管するかという一覧表をつけさせていただいておりますので、今後決算委員会等でのご質問の際等にご活用いただければということで、改めてご説明は申し上げませんが、資料をお配りさせていただきました。

それでは、申しわけございません。事項別明細書の３６ページにお戻りをお願いいたします。

２・１・３の財政管理費でございますけれども、８節報償費につきましては、入札監視委員会の委員さんの謝礼１回分でございます。１１節につきましては、財政課の事務に要します交付税、特別交付税、あるいは決算統計等々がございますが、予算編成、そういったものも含めての消耗品等々の経費、さらには、予算書の印刷、附属資料の印刷経費等でございます。１９節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会、それから全国森林環境税創設促進連盟への負担金、２５節積立金につきましては、財政調整基金と基金の利子部分の積み立てでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

会計管理者兼会計課長織田誠二君。

会計管理者兼会計課長　（織田誠二君）

４目の会計管理費でございます。

会計事務に要した経費で、１１節につきましては、決算書の印刷代、図書購入、コピー代等であります。１２節につきましては、口座振込の回線使用料と口座振替手数料であります。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

２・１・５の財産管理費でございますが、こちらは環境生活課と財政課の両方になってございますが、財政課所管の共用公用車の管理費、普通財産の管理費、庁舎の管理費部分についてご説明を申し上げます。

まず、７節賃金でございますが、一部庁舎の樹木の剪定費用、町有地の刈り払い費用で約６万６，０００円ほどの支出になってございます。需用費につきましては、大きくは公用車の燃料費、修繕費、公用車の消耗品、それから庁舎の管理に要します光熱水費、庁舎の修繕費用、その他の経費となってございます。役務費につきましては、庁舎全体の電話料、それから公用車の保険料になります。１３節委託料につきましては、一つは幕柳にあります町有林の除伐の委託２８万９，０００円ほど、そのほかといたしまして庁舎管理の自動ドアの点検、宿日直業務の委託、清掃業務の委託、電話交換機の点検委託、消防設備の点検委託、電気工作物キュービクルの点検委託経費となってございます。１４節使用料及び賃借料につきましては、大和町地域振興公社が今入っております旧ＮＴＴの土地建物の借り上げが１２６万円、役場裏の駐車場等の部分、車庫部分を含んでの借上料が１４０万円弱、電話機の借り上げ、さらには、ＮＨＫの受信料となってございます。１８節につきましては、ストーブガードの購入と企業立地推進本部を設置をいたしましたが、それのカウンター、１９節負担金補助及び交付金につきましては、部分林の伐採に伴います分収割合に伴います交付、これは難波部分林の方に１５万５，０００円ほど、安全運転管理者会、それから郡防火管理協議会への２団体への負担金となっております。２３節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の基金運用等に要しました部分としての利子部分の経費でございます。２５節積立金は庁舎建設基金へ３７７万２，０００円については基金から生み出した利子部分と新たな積み立てとして１億円を行っております。２７節公課費につきましては、共用公用車の自動車重量税でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

環境生活課長高橋　　完君。

環境生活課長　（高橋　完君）

３６ページの５目財産管理費につきまして、環境生活課所管分につきましてご説明いたします。

吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要した経費について支出したものでございます。

３施設の利用状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の３３ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、７節賃金は施設の事務補助員、清掃員、巡視員の賃金でございます。１１節需用費は３施設の光熱水費、修繕料でございます。１２節役務費は通信費及び施設の火災保険料でございます。１３節委託料は吉岡コミセンの窓口業務及び防火設備等の保守点検業務でございます。１５節工事請負費は吉田コミセンの屋根修繕工事に要したものでございます。

引き続きまして、６目企画費のうち環境生活課所管分につきましてご説明申し上げます。

コミュニティ推進事業、町民バス運行事業及び地域交通対策事業に要した経費を支出いたしたものでございます。

事業の概要につきましては、説明資料の３３ページから３７ページをご参照願います。

町民バス運行事業につきましては、４台の町有車両により１２路線の運行を行い、日常生活における足の確保を図ったものでございます。地域交通対策事業につきましては、宮城交通バスが運行する路線バスのうち、利府線の不採算路線に対して補助を行い町民の日常生活の足の確保を行ったものでございます。

支出の主なものでございますが、１１節需用費はバスの修繕料、タイヤ等の消耗品、１３節委託料は町民バス運行業務委託料でございます。１４節使用料及び賃借料はバス車検時等の代車借上料でございます。１９節負担金補助及び交付金は、コミュニティ推進事業として杜ノ丘一丁目及び大平下地区の集会所建設補助及び反町下地区集会所の下水道への切りかえ工事への補助、前河原、石倉の合併浄化槽設置への補助金でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

同じく６目企画費でございます。

総務まちづくり課の分の所管の分でございますが、これにつきましては地域活性化事業、それから広域行政の推進、土地対策事業、それから防衛施設周辺整備対策事業及び総合計画策定事業に要した費用でございまして、決算の説明資料につきましては３３ページから３６ページまであわせてご参照いただきたいと思います。

６目企画費１節、９節につきましては、総合計画策定審議会委員２５名に対します報酬及び費用弁償等でございます。１１節につきましては、地域活性化事業及び総合計画策定に伴う事務用消耗品及び事業活動の報告書等の印刷に要した費用でございます。１２節につきましては、総合計画策定にかかわるアンケート調査の際の通信費及びテレビ共同受信施設４カ所の火災保険料等でございます。１３節につきましては、総合計画策定業務及び地域づくり人材育成講座開設業務委託料等でございます。１５節につきましては、テレビ共同受信施設電柱等支障移転工事８カ所分に要した費用でございます。

次、３８ページにまいります。

１９節につきましては、黒川圏広域行政推進協議会ほか１４団体への負担金及びまほろばまちづくり協議会ほか４団体への活動助成金でございます。

次に、７目電子計算費につきましては、電算の管理、運営に要した費用でございまして、決算の説明資料につきましては３７ページになります。

１２節につきましては、インターネット接続サーバー費用、光通信回線料等の通信費用でございます。１３節につきましては、電算業務処理に伴う統合保守委託及び電算システム運用支援保守業務等の委託料でございます。１４節につきましては、情報処理と情報管理を行うための行政事務の基幹システム、職員端末、文書管理、人事給与、施設管理等の電算機器借り上げに要した費用でございます。１９節につきましては、県高度情報化推進協議会への負担金でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は１０分間とします。

午後２時０５分　　　休　　憩

午後２時１５分　　　再　　開

議　　長　（大須賀　啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長　（瀬戸啓一君）

それでは、引き続きまして事項別明細書の３８ページ、２款総務費１項８目出張所費でございます。

出張所費につきましては、もみじケ丘出張所の管理運営に要した経費でございます。１１節につきましては、庁用の事務用品。１２節につきましては、窓口証明のための本庁と出張所のファクシミリの回線通話料等でございます。１４節につきましてはテレビの受信料でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

次に、９目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要した費用でございまして、決算説明資料の３７ページをあわせてご参照いただきたいと思います。

１節につきましては、交通安全指導員２２名に対する報酬でございます。９節につきましては、交通安全指導員出動延べで７０３名の費用弁償等でございます。１１節につきましては、交通安全啓発用安全旗、グッズ作成及びチラシ等の印刷に要した費用でございます。１２節につきましては、チャイルドシート貸し出し延べで２８台及び指導員に係る保険料でございます。１９節につきましては、交通安全指導員福利厚生事業及び町交通安全推進協議会等への負担金でございます。

次に、１０目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております固定系

防災無線放送用の機器の管理運営に要した費用でございまして、決算説明資料は３８ページをご参照いただきたいと思います。１１節につきましては、親局設備の操作卓の修繕に要した費用でございます。１３節につきましては、無線放送機器の年間保守業務委託料並びに子局３３カ所のバッテリーの交換業務委託料でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

　環境生活課長高橋　完君。

環境生活課長　（高橋　完君）

　次に、１１目女性行政推進事業費につきましては、女性行政推進事業及び消費者行政事業に要した経費を支出したものでございます。事業内容につきましては、説明資料の３８ページをご参照願います。

　女性行政推進事業につきましては、男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るための諸事業、または消費者行政として消費者が安心して買い物ができるよう商店への立ち入り調査や賢い消費者育成のための消費生活講座を行ったものでございます。

　支出の主なものでございますが、１節報酬は男女共同参画推進審議会委員への報酬でございます。８節報償費は、男女共同参画の研修及び消費生活講座の講師への謝礼でございます。９節は男女共同参画推進審議会委員への費用弁償でございます。１１節需用費は事務消耗品及び啓発用リーフレット等の印刷製本費、１４節使用料及び賃借料は消費生活講座研修会の際のバスの借上料でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

　総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

　次に、１２目庁舎建設費につきましては、庁舎建設基本設計案をもとに設計業務等に要した費用でございます。決算の説明資料は３８ページ、あわせてご参照いただきたいと思います。

　次、４０ページ、事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

１３節につきましては、平成１８年度からの繰り越し事業で、基本設計、地質調査及び実施設計に要した費用でございます。１５節につきましては、新庁舎建設予定地に建設場所を示す看板を設置をいたしたものでございます。１７節につきましては、庁舎用地の一部を黒川土地開発公社で取得したものを１０年間で買い戻す購入費用でございます。２３節につきましては、庁舎用地を取得した際に、宮床財産区よりの借り入れ分の償還金でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

環境生活課長高橋　完君。

環境生活課長　（高橋　完君）

次に、１３目諸費につきましてご説明申し上げます。

防犯対策事業、人権相談、行政相談の開設、社明運動、町表彰式及び財産区地域振興事業に要した費用を支出したものでございます。各事業の実施状況につきましては、説明資料の３９ページ、４０ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、１節報酬は表彰審査委員へのものでございます。８節報償費は表彰者への記念品代と１１節需用費は防犯灯の電気料及び修繕料等、人権相談の際の昼食代、人権啓発用リーフレット印刷代となっております。１２節役務費は公用車保険料及び全国町村会賠償保険料、１５節工事費は防犯灯設置工事に要したもの、１９節負担金補助及び交付金は仙台人権擁護委員協議会、黒川地区犯罪者予防更生協会負担金及び財産区地域振興補助に要したものでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

次に、１４目でございます。

１４目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費でございます。

平成１９年のＳＡＣＯ交付金の内示が１１月に確定したことによりまして、3月までの短期間での事業実施をしなければならないことから、予算措置を総務管理費に一本化を措置いたしたものでございまして、決算説明資料の４０ページをお開きいただ

きたいと思います。

４１ページの１３節につきましては、町道東車堰線及び五福院線の道路改良工事の実施設計に要した費用でございます。

１５節につきましては、町道高田線と台ケ森線に設置する防雪・設置工事並びに町道山ノ神禅興寺線道路改良工事に要した費用でありますが、前払い金以外につきましては繰越明許をいたしたものでございます。１７節につきましては、町道山ノ神禅興寺線の用地取得費でございますが、全額繰越明許を行ったものでございます。１８節につきましては、吉岡小学校ほか２校への放送設備の購入や大和中学校図書室用書架、その他各学校への防犯カメラ、自動対外式除細動器等の購入費用でございます。２２節につきましては、町道山ノ神禅興寺線の物件移転の補償に係るものでありますが、全額繰越明許をいたしたものでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長　（佐藤成信君）

それでは、２款２項徴税費についてご説明をいたします。

成果に関する説明書の４１ページからをあわせてご参照願います。

なお、平成１９年度町税の税目別課税状況につきましては、１８ページから２３ページとなっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

１目の税務総務費につきましては、税務事務一般に要する費用で、電算システムの維持管理等の支出であります。主なものでございますけれども、１１節参考図書追録代、コピー代、事務消耗品代であります。１３節につきましては、各種町税等の課税システム、収納システム、申告支援システム、証明システム等の年間保守業務委託に係る支出であります。１９節につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台地区たばこ販売協同組合女性黒川支部への補助金、負担金は県軽自動車等運営協議会ほか２件への負担金であります。

次に、２目賦課徴収費であります。

町税、国民健康保険税、介護保険料の賦課徴収に関する直接的な事務経費で、確定申告や課税額の決定に要する経費及び納付書の送付、土地家屋の異動処理や評価等に

要する経費の支出であります。成果に関する説明書の４１ページからをあわせてご参照願います。

主な支出であります。

決算書は４２ページになります。

７節賃金でございますが、収納事務嘱託員及び給与支払い報告書の整理及び申告相談等に係る事務補助員２名に係る支出であります。８節につきましては、７９納税貯蓄組合に対する完納報奨金の支出であります。１１節につきましては、各種町税の課税台帳、納税通知書、徴収事務に係る督促、催告状、滞納整理カードの印刷代等に係る支出であります。１２節につきましては、申告書、納税通知書等の郵送料のほか、口座振替手数料等の支出であります。１３節の主なものは固定資産評価替えに係る航空写真、土地家屋現況図異動処理業務、不動産鑑定評価業務及び町・県民税申告、償却資産申告データ入力業務、税法改正に伴うシステム変更業務等の委託等の支出であります。１４節につきましては、申告会場の借上料の支出であります。１８節につきましては、タイヤロック１基の支出であります。２３節につきましては、個人・法人町民税、固定資産税等の確定申告や税額の修正、更正に係る過年度還付金及び加算金の支出であります。以上であります。

議　　長　（大須賀　啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長　（瀬戸啓一君）

続きまして、3項１目戸籍住民基本台帳費についてご説明させていただきます。

これにつきましては、町民課の窓口事務、住民基本台帳及び戸籍事務のシステム運営等に要した経費でございます。戸籍関係等の業務の実績につきましては、主要な施策の説明資料の４５ページ、４６ページに記載のとおりでございますので、あわせてご参照をお願いします。

主なものといたしまして、１１節につきましては、各種証明、申請書の印刷、コピー、消耗品等でございます。１３節委託料につきましては、戸籍総合システム保守点検の委託料等でございます。１４節につきましては、戸籍の総合システム、住基のネット、住基の速報、カード発行システム等の機械の借上料でございます。１８節につきましては、窓口のレジスターの購入備品でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

次に、４目選挙費につきましては、選挙管理委員会の運営、選挙啓発及び各種選挙に要した費用でございます。決算の説明資料につきましては、４７ページから４８ページ、あわせて参照願います。

１目選挙管理委員会費の１節、９節につきましては、委員の報酬及び費用弁償で、委員会１０回、定時登録分が４回開催分の報酬及び費用弁償でございます。

２目選挙啓発費の８節につきましては、選挙啓発用ポスターコンクールの際の記念品の費用でございます。

３目県議会議員選挙執行費につきましては、平成１９年４月８日執行の県議会議員一般選挙の事務事業に要した費用であります。なお、投票率は４９．８８％でありました。

次に、４４ページをお開きください。

４目参議院議員選挙執行費につきましては、平成１９年７月２９日執行の参議院議員通常選挙の事務事業に要した費用でございます。なお、投票率につきましては５４．９１％でありました。

次に、５目町長選挙執行費につきましては、平成１９年９月３０日執行の町長選挙の事務事業に要した費用でございます。なお、無投票でございました。

次に、６目町議会議員選挙執行費につきましては、平成２０年３月２３日の大和町議会議員一般選挙の事務事業に要した費用でありまして、なお、投票率につきましては６５．２４％でございました。

次に、７目吉田土地改良区総代選挙執行費につきましては、平成１９年８月２８日執行の吉田土地改良区総代選挙の事務事業に要した費用でございます。なお、選挙は無投票でございました。

次に、４６ページになります。

４６ページ、５項１目統計調査費でございます。

統計調査費につきましては、各種指定統計調査等の事務に要した費用でありまして、決算の説明資料につきましては４９ページをごらんをいただきたいと思います。

１節につきましては、商業統計、工業統計、就業構造基礎調査等に係る調査員の報

酬でございます。８節につきましては、統計調査協力者への謝礼でございます。１９節につきましては、町統計調査員協議会へ助成をいたしたものでございます。

次に、６項１目監査委員費につきましては、例月出納検査、定期監査、決算審査等の監査活動に要した費用であります。決算の説明資料の４９ページをあわせて参照をいただきたいと思います。

１節、９節につきましては、監査委員２名の報酬及び費用弁償等でございます。１９節につきましては、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

次に、３款民生費でございます。

説明書につきましては、５０ページからの民生部門もあわせてごらんいただきたいと思います。

３款１項１目社会福祉総務費でございますが、社会福祉協議会、社会福祉施設管理、民生委員、児童委員、生活保護事務、それから緊急福祉灯油及び国保会計への繰り出しなどに要した費用でございます。

１節につきましては、民生委員推薦会を１回開催してございます。７節につきましては、スポーツ広場等の巡視員の賃金でございます。８節につきましては、民生委員推薦準備会委員会費用でございます。それから９節につきましては、民生委員推薦会などの費用弁償でございます。１１節でございますが、コピー代、車両経費、燃料、車検等などの費用でございます。１２節につきましては、福祉灯油関係の通知費用、公用車の保険などでございます。１４節ですが、福祉道路の土地借上料でございます。

４８ページをお願いします。

１９節でございますが、町社会福祉協議会ボランティアセンター運営費、民生児童委員協議会、遺族会に対し運営費の一部として助成をしたものでございます。それから２０節でございますが、福祉灯油助成といたしまして、平成１９年度の町民税が非課税の世帯、生活保護世帯を初め高齢者世帯、身体障害者の方、それから難病認定世帯、母子世帯へ４７９件、１世帯当たり６，０００円を助成したものでございます。

そのほか、住宅火災による見舞金、それから一時扶助も行ったところでございます。２５節につきましては、長寿社会対策基金へ積み立てをしたものでございますが、――――　宮城中古自動車組合等からの寄附金も含んでございます。２７節は自動車重量税、２８節につきましては、国保特別会計への繰出金でございまして、職員人件費、出産育児一時金などに係るものでございます。

２目老人福祉費でございますが、老人保健医療費適正化対策事業、敬老事業、老人保護措置などに要した費用でございます。７節につきましては、老人医療レセプト点検に係るパート職員の賃金でございます。それから８節ですが、愛の訪問員緊急通報システム協力員の支払い、敬老会記念品などでございます。それから１１節につきましては、敬老会時の食糧費、それから名簿印刷に要した費用が主なものでございます。１２節でございますが、ひとり暮らし緊急通報システム機器の設置、それから取り外しに要した費用でございます。１３節につきましては、緊急通報システム保守点検のほか、国保連合会による電算共同処理業務、それから後期高齢者医療管理システム開発業務に係る委託料でございまして、平成１８年度からの繰越分も含んでございます。それから１９節でございますが、となりぐみ活き生きサロン４９地区、それから５２老人クラブへの助成でございます。２０節につきましては、養護老人ホーム６人分の措置費、８０歳以上の方への敬老祝金、それから特別敬老祝金、高齢者への住宅用火災警報器設置費用、紙おむつ支給に要した費用でございます。それから２３節でございますが、平成１８年度高齢者保健福祉関係事業費などの精算による宮城県への返還金であります。２８節でございますが、介護保険特別会計への給付の１２．５%法定負担分及び人件費を繰り出したもの、それから老人保健特別会計へは医療費と人件費分を繰り出しをしてございます。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長　（瀬戸啓一君）

続きまして、３目国民年金費でございます。

年金事務に要しました費用でございます。

年金の業務実績等につきましては、施策の説明資料の５２ページ、５３ページに記載のとおりでございますので、あわせてご参照願います。

１１節につきましては、年金事務のためのパンフレット、リーフレット等、あわせましてコピー等の消耗品代等でございます。１２節につきましては、電話料金、郵送料等でございます。１９節につきましては、日本国民年金協会への負担金でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

４目障害者福祉費でございますが、障害者自立支援法に基づき身体、知的、精神の障害者への支援に要した費用でございます。説明書につきましては５３ページからになります。

８節でございます。８節につきましては、心の健康づくり研修会講師謝礼でございます。１１節につきましては、図書、コピー代、追録代等の事務費の支出でございます。１２節につきましては、障害福祉サービス支給管理台帳策定システムのレンタル手数料及び障害者自立支援法による医師意見書作成などでございます。１３節でございますが、在宅重度身体障害者入浴サービス、日中一時支援事業、障害者等相談支援事業、精神障害者小規模作業所運営に係る委託料でございます。１８節につきましては、活字文書読み上げ装置及びオストメイト対応トイレの購入でございます。１９節でございますが、知識障害者援護施設、通所特別処遇加算事業、通所サービス利用促進事業のほか、身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、知的障害児入所に伴う費用負担、障害者自立審査会に係る経費といたしまして黒川地域行政事務組合に負担をしてございます。それから２０節でございますが、重度障害者への日常生活用具、補装具の給付、更生医療給付費、障害者居宅介護支援費、障害者短期入所支援費、更生訓練等給付及び在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成に係る扶助費でございます。２３節につきましては、平成１８年度障害者自立支援給付等負担金の国、県への精算返還でございます。

次に、５目ひだまりの丘管理費でございますが、保健福祉センターの管理運営経費でございます。

７節でございますが、これにつきましては福祉公園内の除草等の作業賃金でございます。

５０ページをお願いいたします。

１１節でございますが、センターに係ります光熱水費及び修繕料でございます。１２節につきましては、電話料、火災保険料等でございます。１３節ですが、施設の維持管理業務、機械設備等保守点検業務、警備委託など８件、水質検査など３件の委託料でございます。１４節につきましては、ＮＨＫの受信料、１５節につきましては、オストメイトトイレの工事費の分でございます。１８節でございますが、印刷機の購入費でございます。１９節につきましては、危険物安全協会、防火管理協議会への負担金でございます。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長　（瀬戸啓一君）

続きまして、２項１目児童福祉総務費でございます。

この業務につきましては、主要施策の５７ページ、５８ページをあわせてご参照をお願いいたします。

主なものとしまして、７節賃金でございますけれども、児童遊園４カ所分の巡視員清掃賃金でございます。８節につきましては、就学前児童へのことばの教室開催の講師謝礼等でございます。１１節につきましては、乳幼児、身障者医療、児童手当支給に係ります申請書等の印刷代等でございます。１２節につきましては、通信費でございまして、各種医療助成児童手当等の支給時の郵送料等でございます。

次のページでございます。

１３節委託料でございますけれども、乳幼児医療等取り扱い審査委託料でございまして、国保連合会への委託でございます。１５節につきましては、下町の児童遊園の遊具設置工事代でございます。１９節につきましては、すこやかな子供をはぐくむ大和町民会議への補助金並びに青少年のための県民会議への負担金でございます。２０節につきましては、乳幼児及び心身障害者の医療費の助成金でございます。２３節につきましては、平成１８年度の心身障害者への助成金の実績精算に基づきます県への補助金の償還でございます。

続きまして、２目児童措置費でございます。

２０節につきましては、児童手当の支給でございます。２３節につきましては、平

成１８年度の児童手当の交付金の精算に基づきます交付金の県への償還でございます。

続きまして、３目母子福祉費でございます。

主なものとしまして、１９節でございます。大和町母子福祉会への補助金でございまして、運営補助でございます。２０節につきましては、母子・父子家庭への医療費の助成でございまして　６８３人分でございます。２１節貸付金につきましては、大和町母子福祉会に対して母子家庭への資金の貸付を行ったものでございます。２３節につきましては、平成１８年度の母子家庭医療費の精算に基づきます県補助金の県への償還でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

４目保育所費でございます。

大和町保育所、もみじケ丘保育所の管理運営に係るものと平日の夜間午後７時までの特別延長保育に要した費用でございます。説明書につきましては５８ページに記載してございます。参照願います。

１節でございますが、小児科歯科の嘱託医に対する報酬でございます。

５２ページをお願いいたします。

７節からになります。７節でございますが、保育士、調理員、用務員、看護師等の臨時職員の賃金でございます。それから８節は入所終了式の記念品、運動会の商品でございます。９節につきましては、職員の旅費でございます。１１節でございますが、建物の光熱水費や給食材料費などでございます。１２節でございますが、細菌検査、火災保険料、電話料などでございます。１３節につきましては、清掃、警備委託、保育業務システムの委託、それから保健師の派遣業務委託料でございます。１４節ですが、清掃用具、遠足バス、コピー機械の借上料でございます。それから１８節の備品でございますが、冷凍冷蔵庫、検査用冷凍庫を購入したものでございます。１９節につきましては、日本スポーツ振興センターへの負担金、低年齢児保育施設助成事業といたしまして、３歳未満児を対象にことりの杜託児所へ助成をしたものでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長　（瀬戸善春君）

それでは、５目児童館費でございます。

６児童館の管理運営に要した費用でございまして、説明書５９ページをあわせて参照願いたいと思います。

１節につきましては、６児童館の運営協議会開催に伴う委員の報酬でございます。７節は臨時児童厚生員１１名、用務員２名の賃金であります。８節でありますが、幼児教育特別事業等における講師謝金であります。１１節は事務消耗品、教材費、燃料費、光熱水費等であります。１２節は電話代、火災保険料、子供傷害保険料などでございます。１３節につきましては、旧児童館からの引っ越し業務、清掃業務委託でございます。１４節でありますが、児童館行事である遠足等のバス借り上げでございます。１９節につきましては、児童館母親クラブへの助成金及び宮床児童館後援会等の助成金でございます。以上であります。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長　（浅野雅勝君）

４款１項１目保健衛生総務費でございますが、母子保健事業、乳幼児健康診査、栄養改善事業、健康づくり推進、黒川地域行政事務組合への負担、それから水道会計への出資繰り出し及び戸別合併処理浄化槽会計への繰り出しに要した費用でございます。説明書は６０ページになります。ご参照願います。

７節でございます。７節につきましては、健康診査時等の保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、助産師の賃金でございます。８節につきましては、健康診査時の医師、心理判定員、助産師の謝礼、それから健康たいわ２１プラン推進委員会、保健推進員の報償費、それから献血記念品などでございます。１１節でございますが、母子保健手帳の作成、実習材料、情報誌購入などでございます。１２節につきましては、クリーニング費用、車両の分担金などでございます。１３節につきましては、乳児、妊婦一般健康診査や休日診療業務委託でございます。

５４ページをお願いいたします。

１８節の備品につきましては、訪問指導者車両を更新してございます。１９節につきましては、黒川病院の事業費、それから火葬場運営費といたしまして黒川地域行政事務組合への負担、それから保健推進会、食生活改善推進会への助成をしたものでございます。２４節につきましては、水道事業会計への出資金、２７節は自動車重量税、２８節につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計及び水道事業会計への繰り出しでございます。

２目予防費でございますが、各種健診、予防接種等の各種保健審査事業、健康教育事業、健康相談事業、訪問指導などに要した費用でございます。７節につきましては、ポリオやＢＣＧの予防接種、健康教育時の保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士の賃金でございます。それから８節につきましては、このポリオ、ＢＣＧなど予防接種に係る医師謝礼でございます。１１節でございますが、受診票の印刷、それから医薬材料の購入でございます。１２節につきましては、郵便料金等、クリーニング等の費用でございます。１３節でございますが、個別予防接種、それから基本健康診査を初め、各種健診をそれぞれ健診機関へ業務委託した費用でございます。１４節につきましては、医師送迎用の費用、それから２３節でございますが、平成１８年度老人保健事業精算による返還金でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

環境生活課長高橋　　完君。

環境生活課長　（高橋　完君）

３目環境衛生費につきましては、環境美化の推進、ごみ不法投棄防止事業、公衆衛生活動事業、環境計画推進事業、ＩＳＯ事務推進事業、公害対策事業、有害鳥獣対策事業、狂犬病予防事業に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の６８ページから７０ページをご参照願います。

１節につきましては、環境審議会委員への報酬でございます。８節につきましては、環境美化推進委員への謝金、環境ポスターコンクール出展者への記念品代でございます。１１節につきましては、防疫薬剤のほか、事務消耗品費でございます。印刷製本費はリーフレット及び狂犬病予防集合注射周知用はがき印刷代、修繕料は消毒機械の修繕料でございます。１２節につきましては、通信費、公用車損害保険料。１３

節委託料につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務、河川水質検査業務、狂犬病予防注射業務委託料でございます。１８節につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費、１９節につきましては、有害鳥獣被害対策協議会負担金及び町公衆衛生組合連合会等への補助金でございます。

続きまして、２項１目廃棄物処理費につきましては、一般廃棄物処理業、資源回収処理事業、生ごみ処理機購入者への助成、環境美化施設整備補助及び山田ごみ埋立場の維持管理に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の７１ページから７４ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、１節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員への報酬でございます。８節につきましては、３２団体に対する資源回収奨励金でございます。１１節につきましては、ごみ収集計画表、廃棄物搬入申請書等の印刷代等です。次のページ、１３節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務、山田埋立場の水質調査及びダイオキシン類検査業務及び埋立場の除草業務委託料でございます。１９節につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金のほか、生ごみ処理機等の購入補助及びクリーンステーション整備補助金でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長　（遠藤幸則君）

５款１項１目農業委員会費でございます。

５６ページであります。

説明資料の方は７５ページから７６ページの方をご参照いただきます。

農業委員会費の方につきましては、農業委員会の定例会の開催と農業委員の活動に要した費用及び農地の集積、農業基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策としての結婚相談活動、集落営農の支援等に要した経費でございます。

主なものとしましては、７節は農業者年金の台帳整備の補助賃金、８節は結婚アドバイザーへの謝礼、９節は農業委員の費用弁償及び職員の旅費、１３節委託料は農家基本台帳システム修正委託、１４節につきましては、県農業大会等、農業委員研修の

際の車借上料でございます。１９節につきましては、県農業会議への負担金のほか、認定農業者連絡協議会、町農業者年金加入者協議会のほか、集落営農支援事業への補助金が主なものでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

環境生活課長高橋　　完君。

環境生活課長　（高橋　完君）

５７ページ、２目農業総務費につきましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田・落合ふるさとセンターの施設管理、宮床ふれあい農園、米消費拡大総合対策事業に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の７７ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、７節につきましては、宮床基幹集落センター等の清掃賃金。１１節につきましては、各施設の光熱水費及び修繕料でございます。１２節につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。１３節委託料につきましては、町民研修センター窓口業務、清掃業務及び防火設備等の保守点検業務等の委託料及び宮床ふれあい農園の管理委託料でございます。１５節工事請負費につきましては、宮床基幹集落センター屋根塗装工事費でございます。１９節は社団法人みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけ、ます増殖協会への負担金でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は１０分間とします。

午後２時５９分　　　休　　憩

午後３時０８分　　　再　　開

議　　長　（大須賀　啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長　（遠藤幸則君）

決算書５７ページでございます。

３目農業振興費につきましては、農業の振興、農業経営改善支援、担い手、認定農業者の育成、水稲病害虫防除、農業用廃プラ適正処理への支援、農地・水・環境保全向上活動支援事業、たいわ産業まつり、制度資金利子補給、農業経営等に関する支援、中山間地域への振興及び農地等環境保全対策等に要した費用でございます。

５８ページの方をお願いいたします。

１４節は認定農業者連絡会視察研修のバスの借上料、１９節は農地・水・環境保全向上対策に係る町負担金、県青果物価格安定総合補償協会ほかへの負担金、補助金としましては制度資金利子補給金、黒川農作物病害虫防除対策協議会への助成金、良質米推進対策や産地確立安定化事業としてＪＡあさひなへの助成、中山間地域等直接支払いの交付金ほかでございます。

続きまして、４目畜産業費でございます。

説明資料の方については７９ページになります。

町畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修等の支援のほか、大家畜経営支援資金利子補給事業等の経費となっております。

主なものとしましては、１９節町畜産振興協議会への負担金、補助金として大家畜経営資金利子補給金及び繁殖牛子牛事故共済事業補助金、町肉用牛素牛促進特別事業補助金が主なものであります。２３節は家畜導入事業への国庫交付金相当額の納付金、同事業の農協導入への基金への残高納付金であります。また２５節は肉用牛貸付飼育事業運営基金への積立金となっております。

続きまして、５目農地費でございます。

県営土地改良事業によるため池等整備、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業、演習場関連公共用施設整備事業等に要した費用でございます。

主なものとしましては、１１節需用費のうち用水路やため池のネットフェンスの修繕料、１３節は弁天ため池地区精算書作成及び用地取得不動産鑑定評価及び砂金沢地区実施設計業務、勝負沢ため池測量設計業務の委託料となっております。１５節は弁天ため池周辺環境整備事業及び砂金沢地区の農道改良工事費となっております。１６節は農道用補修の採石代、１９節は吉田川流域ため池組合ほかの負担金及び県営事業としての名子沢ため池整備及び八志田堰用水路整備事業負担金。２２節は弁天ため池に係る電線移転に伴う工事補償金及び弁天ため池周辺電柱の移設補償でございます。

２８節につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰り出しになるものでございます。

６目水田農業構造改革対策費でございます。

米政策改革大綱に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

７節は転作確認立ち会いへの賃金、１３節は農地管理システム修正業務委託料、１４節は水田台帳管理システムのリース料、水田農業視察研修の際のバス借上料でございます。

次ページ、６０ページをお願いいたします。

１９節につきましては、水田協議会への交付金のほか、転作機械購入、転作作物麦、大豆の共済掛金、集団転作組合事務費等補助が主なものとなっております。

２項１目林業振興費でございます。

林業の振興、森林整備、森林病害虫対策、仙台北部中核工業団地法面除草、蛇石せせらぎの森の整備等に要した費用でございます。

１３節は森林管理巡視員の業務委託、火防線及び林道除草業務のほか、北部工業団地法面除草の業務委託、松くい虫被害木等伐採、蛇石せせらぎの森維持管理業務委託等でございます。１９節は県林業振興協会ほかへの負担金及び民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業補助金、森林整備地域活動支援交付金が主なものでございます。

６款１項１目商工総務費でございますが、商工総務費につきましては、人件費等管理事務に要した費用でございます。

６１ページでございます。

説明資料の方は８３ページの方でございます。

２目商工振興費でございますが、中小企業振興資金融資、商店街担い手支援及び町商工会への支援の助成のほか、企業立地の促進及び企業誘致活動等に要した費用でございます。

９節は企業訪問、企業立地セミナー等の参加旅費で、１１節は企業立地ガイド、生活支援等ガイドブックの印刷、立地企業歓迎懸垂幕の作成、企業等懇話会の開催費用になっております。１９節は中小企業振興資金信用保証料、仙台北部中核都市建設連絡協議会への負担金のほか、町商工会への経営改善普及事業、地域総合振興事業補助金のほか、割増商品券の発行事業、まるごと市実行委員会への商店街担い手支援事業

の支援、企業立地奨励金、用地取得助成金が２件、企業立地奨励金が２件、雇用促進奨励金が２件、用地取得助成金が３件の奨励金の支出でございます。また、中小企業振興資金利子補給金のほか助成金となっております。２１節は中小企業振興資金の預託金、２２節は損失補償金になるものでございます。

３目観光費でございます。

説明書の方は８５ページでございます。

船形山、七ツ森、南川ダムを主軸とした周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和まるごとフェアほか、各種イベントを通じた地場産品ほか物産の振興等、消費活性型観光の展開、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、デスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンの実施、その他施設の管理に要した費用でございます。

１１節は各種イベント開催に係る消耗品、あさひな公園トイレ修繕ほか、施設小破修繕の件数が８件でございます。１３節は都市公園等管理業務の委託に係るもの、１５節は七ツ森陶芸体験館の屋根及び電気設備の工事費、杜ノ丘住宅団地案内看板の設置経費になっております。

６２ページでありますが、１９節は宮城県観光連盟会費のほか、各種団体の負担金及び大和町観光物産協会並びにまほろば夏まつり実行委員会への助成等が主なものとなっております。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

続きまして、土木費についてご説明をさせていただきます。

あわせて附属資料の８７ページから参照を願いたいと思います。

７款１項１目土木総務費１３節委託料でございますけれども、道路台帳の作成、修正業務及び境界再現測量、地籍測量図面作成業務に要したものでございます。１７節公有財産購入費につきましては、単価データ使用に係る著作権購入に要したものでございます。１９節負担金補助及び交付金につきましては、県道大衡仙台線建設促進協力会ほか１３団体への負担金及び研修負担金２件に要したものでございます。

２項１目道路維持費でございますが、道路側溝及び舗装修繕工事、除草及び除雪融

雪作業、道路の維持管理、修繕に要したものでございます。

７節賃金につきましては、植栽、除草、剪定作業及び道路補修作業に要したものでございます。１１節需用費につきましては、街路灯の電気料及び所管する車両の燃料代、修繕料、またせせらぎ水路の水道使用料が主なものでございます。１２節役務費につきましては、車両の保険料と通信運搬費でございます。１３節委託料につきましては、除雪融雪業務委託、町道路肩法面の除草業務、道路補修作業及びせせらぎ水路機械設備の保守点検等に要したものでございます。１５節工事請負費につきましては、宮床小野線ほか側溝修繕、舗装修繕等の工事費でございます。実施路線につきましては、附属資料の８７ページを参照願います。１６節原材料費につきましては、急破修繕用採石、アスファルト合材等材料費のほか、融雪剤の購入費でございます。２７節公課費につきましては　３．５トンダンプの重量税でございます。

２目道路新設改良費につきましては、道路改良、舗装工事に要したものでございます。繰越明許費につきましては、国土交通省補助の小鶴沢線、大崎清水谷線の改良舗装工事につきまして、平成２０年度へ繰り越し措置を行ったものでございます。１３節委託料につきましては、町道大崎清水谷線（重吉橋）橋りょう架けかえ工事上部積算施工管理業務委託料のほか、町道山下大沢線道路詳細設計、三ケ内大角線路線測量業務など、路線測量、用地測量に要したもの及び小鶴沢線立木伐採業務等に要したものでございます。１４節につきましては、公共土木工事積算システムのリース代及び町道南青木柴崎線ほか、２路線の町道敷地、町道敷の借地料、大崎清水谷線、山下大沢線仮設道路の借地料に要したものでございます。１５節工事請負費につきましては、小鶴沢線ほか１０路線の改良舗装工事に要したものでございます。実施路線につきましては、附属資料の８８ページを参照願いたいと思います。１７節公有財産購入費につきましては、都市計画道路荒巻大和町線、天皇寺高田線の用地購入費でございます。２２節につきましては、大崎清水谷線、天皇寺高田線、小鶴沢線、山田松倉鉱泉線、蛇石向山線の支障物件の移転補償費でございます。

６４ページをお開きをいただきます。

３目橋りょう費でございますが、１３節委託料につきましては、樋場橋の支障木雑木除去作業業務委託でございます。

４目交通安全施設整備事業費でございますが、１５節工事請負費につきましては、小鶴沢線ほか２線で防護・設置、桧和田本線ほか２線で区画線設置、長丁線ほか１６路線で交差点表示を行ったものでございます。１６節原材料費につきましては、ガー

ドレール、カーブミラー、案内標識等を購入したものでございます。

３項１目河川費でございますが、７節賃金につきましては、準用河川湯名沢川の法面修繕に要したものでございます。１３節委託料につきましては、西川樵排水樋管操作管理業務を大崎地区に委託したものでございます。１６節原材料費につきましては、オイル吸着マットを購入したものでございます。１９節負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護作業に対しまして大和町河川愛護会に補助したものでございまして、実施状況につきましては、附属資料の８９ページを参照願いたいと思います。

続きまして、４項１目都市計画総務費でございますが、１節報酬につきましては、都市計画審議会を３回開催したもので、審議内容につきましては、附属資料の８９ページを参照願いたいと思います。

７節賃金につきましては、道下都市下水路清掃人夫賃でございます。９節旅費につきましては、都市計画審議会委員費用弁償でございます。１１節需用費につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合、大和インター周辺土地区画整理組合の地区計画の手引印刷製本費でございます。そのほか都市計画関係図書の購入費等でございます。１２節役務費につきましては、大和リサーチパーク開発に伴います不動産鑑定業務に要したものでございます。１３節委託料につきましては、地区計画の変更及び用途地域の変更に係る法定図書作成業務を委託したものでございます。１９節につきましては、全国都市計画協会ほか３件の負担金でございます。２５節につきましては、都市計画基金積立金でございます。

２目土地区画整理費でございますけれども、土地区画整理事業に要した経費でございまして、１９節につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合及び大和インター周辺土地区画整理組合に対します事業推進補助金及び負担金でございまして、詳細につきましては、附属資料の９０ページを参照願いたいと思います。

３目下水道費でございますが、２８節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

４目公園費につきましては、都市公園の管理及び整備に要した経費でございまして、７節賃金につきましては、もみじケ丘、杜ノ丘緑地除草作業及び吉岡東公園除草作業に要したものでございます。１１節需用費につきましては、公園の遊具、ベンチ、トイレ等の修繕に要したもののほか、公園内の街灯電気料及び水道料等でごいます。

６６ページをお開きをいただきたいと思います。

１２節役務費につきましては、公園内遊具点検業務及びトイレ、あずまやの建物火災共済掛金でございます。１３節委託料につきましては、大和町地域振興公社への公園管理業務委託費として１，６７９万３，３５７円のほか、もみじケ丘一丁目、三丁目、三峰、高田地区へ委託をしているものでございます。１９節につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合への公共施設管理者負担金として２，０００万円、国営みちのく湖畔公園整備事業負担金として６７万８，０００円、吉岡南第二２号公園給水加入金として支払ったもののほか、日本公園緑地協会ほか１団体への会費でございます。

５目まちづくり推進事業につきましては、まちづくり交付金事業として吉岡南第二土地区画整理地内の近隣公園、１号公園、２号公園及び洞堀川緑道の整備に要したものでございます。１１節需用費につきましては、事業推進に係る事務用品、コピー代等でございます。１２節役務費につきましては、公園整備事業に係るトイレ、あずまやの建築確認申請及び完了検査手数料、給水工事設計審査料でございます。１３節委託料につきましては、まちづくり交付金事業事業評価業務委託に要したものでございます。１４節使用料につきましては、積算システムリース料でございます。１５節工事請負費につきましては、近隣公園１号、２号公園、洞堀川緑道整備工事に要したもので、概要につきましては、附属資料の９０ページを参照願いたいと思います。

５項１目住宅管理費でございますが、町営住宅２２３戸の維持管理に要したものでございます。

７節賃金につきましては、西原第二住宅の除草作業人夫賃でございます。８節報償費につきましては、各団地の住宅管理補助員への謝礼でございます。１１節需用費につきましては、住宅の各種小破修繕料でございます。１２節役務費につきましては、住宅の火災保険料及び受水槽点検手数料でございます。１３節委託料につきましては、共同住宅の消防施設保守点検及び受水槽清掃業務等に要したものでございます。１４節使用料及び賃借料でございますが、下小路住宅の借地料でございます。１５節工事請負費につきましては、町営住宅木造住宅５棟の解体工事に要したもの、それから火災警報器設置工事に要したものでございます。１９節負担金につきましては、大崎住宅の下水道受益者負担金でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長　（千坂正志君）

次に、６７ページの事項別の８款でございます。

８款消防費につきましては、黒川地域行政事務組合の負担、それから消防団活動、消防設備、水防団活動及び災害対策事業に要した費用でございまして、決算の説明資料につきましては、９１ページから消防部門ということで、９２ページあわせて参照をいただきたいと思います。

１項１目常備消防費１９節につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

次に、２目非常備消防費１節、９節につきましては、消防団員、実人数で５５５名に対する報酬及び費用弁償等でございます。１１節につきましては、団員の活動服、はっぴ等の購入に要した費用でございます。

次、６８ページお開きいただきたいと思います。

１９節につきましては、非常備消防団員補償報償組合負担金等及び町の婦人防火クラブ連合会への助成を行ったものでございます。

次、３目施設費１１節につきましては、消防ポンプ等の消防設備の維持管理に要した費用及び修繕費でございます。１２節につきましては、ポンプ車の保険料及び廃棄ホース引き取り処分手数料等でございます。１３節につきましては、防火水槽管理等委託料でございます。１５節につきましては、消防施設標識設置工事２３基の設置工事及び消防団呼出装置撤去工事等に要した費用でございます。１８節につきましては、小型動力ポンプ２台及び消防用ホース２４本の備品購入をいたしたものでございます。１９節につきましては、消火栓設置及び維持管理負担金でございます。

次に、水防費の８節につきましては、町の水防協議会委員１３名に対する謝金でございます。９節につきましては、水防活動出動費用弁償でございます。１１節につきましては、水防活動用のライフジャケット、水防資材等の購入に要した費用でございます。次に、１６節につきましては、水防倉庫備蓄資材整備の購入ということで、土のう等の購入に要した費用でございます。

６９ページの５目災害対策費１節、９節につきましては、防災会議委員１９名への報酬及び費用弁償等でございます。１１節につきましては、非常用応急物資購入及び防災マニュアルの印刷に要した費用でございます。１３節につきましては、防災無線老朽度調査業務、防災無線放送施設整備基本計画策定業務及び木造住宅耐震診断業務の委託料でございます。１８節につきましては、自主防災組織用資機材発電機６台等

を整備したものでございます。１９節につきましては、衛星通信ネットワーク無線局管理負担金及び木造住宅耐震改修工事費２件分を助成いたしたものでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長　（瀬戸善春君）

それでは、９款教育費につきましてご説明いたします。

主要な施策説明書９３ページからあわせて参照願います。

９款１項１目教育委員会費でありますが、定例会１２回、臨時会４回及び学校訪問等を実施したものでございます。１節は教育委員の報酬でございます。９節は委員の費用弁償及び研修旅費等でございます。

次のページでありますが、１９節は仙台管内及び郡教育委員会連絡協議会に対する負担金であります。

２目事務局費でありますが、事務局の運営、教育相談事業、私立幼稚園奨励費、各種団体に対しての負担金補助等に要した費用でございます。１節は心身障害児就学指導審議会４回開催の委員報酬であります。７節賃金につきましては、中学校２校へ配置した教育相談員の賃金でございます。８節は教育論文応募者に対する記念品代等であります。１４節は難波分校の児童と特別支援学級児童生徒の輸送に係る車借上代であります。１９節ですが、私立幼稚園就園奨励費といたしまして、町内在住の通園児童延べ３５０名に対しての助成を行ったものであります。また、黒川地域行政事務組合ほか７団体に対する負担金でございます。２５節は学校教育振興基金、学校校舎建設基金への積み立てでございます。２８節につきましては、奨学事業特別会計への繰出金でございます。

次に、２項１目学校管理費でございます。

小学校６校、分校１校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理用備品等の購入に要した費用でございます。１節は学校医、学校薬剤師への報酬であります。７節でありますが、主なものといたしまして体育館巡視員、プール監視員の賃金でございます。８節は運動会の賞品及び卒業生への記念品代であります。１１節は小学校における光熱水費及び燃料代等であります。１２節は電話料、火災保険料及び飲料水、プール水の水質検査手数料でございます。１３節は児童、教職員の健康診断及び

学校業務員８名の委託料などでございます。１４節はコピー機借り上げ、学校行事及び学校間交流事業に係る車借り上げなどでございます。１８節でありますが、学校用備品としての児童用机、いす、コピー、拡大機、書架等の管理用備品の購入費用でございます。１９節は学校管理下における児童の災害共済負担金及び各種協議会等への負担金でございます。

　次に、２目教育振興費でありますが、教材備品の整備、教育課程推進事業、就学援助、魅力ある学校図書館づくり及び学校・地域共学推進事業等に要した費用であります。７節でありますが、吉岡小学校在学のブラジル人児童及び韓国人児童に対してのポルトガル語、韓国語などを話せる日本語指導助手を配置した賃金であります。１１節は学校行事消耗品、教材活動及び教授用消耗品でございます。

　次のページでありますが、１３節につきましては、コンピューターの保守点検委託料であります。１８節は一般教材備品及び学校図書整備に要した費用であります。１９節は学校・地域共学推進事業として各学校へ助成したものであります。また、遠距離通学対策費として、延べ４８名の児童へ交付いたしたものでございます。２０節につきましては、要保護、準要保護及び特別支援教育就学児童に対しての教材費等の援助を行ったものでございます。

　次に、３目の施設整備費でございますが、施設の修繕、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

　１３節につきましては、ＦＦ式暖房機、ダムウェーター、プールろ過器等の保守点検及び小野小学校校庭排水調査委託等でございます。１５節は鶴巣、落合用務員宿舎の解体、宮床小学校屋根修繕工事、難波分校屋内運動場床の部分改修工事を行ったものでございます。

　次に、３項１目学校管理費でありますが、中学校２校の施設維持管理及び生徒教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用でございます。１節は学校医、薬剤師の報酬でございます。７節は事務補助員及び体育館巡視員等の賃金でございます。８節は運動会の賞品及び卒業生への記念品であります。

　次のページでありますが、１１節は光熱水費及び燃料代等が主なものであります。１２節は電話料及び各種保険料等の費用でございます。１３節は生徒、教職員の健康診断、スクールバス運行及び学校業務等を委託したものであります。１４節は中体連郡駅伝大会等学校行事等に係る車の借り上げが主なものでございます。１８節は机、いす等の学校用備品を購入いたしたものであります。１９節は学校管理下における生

徒の災害共済負担金及び各種団体等への負担金でございます。

次に、２目教育振興費でございますが、中学校における教材備品の整備、就学援助、魅力ある学校図書館づくり及び学校・地域共学推進事業等に要した費用でございます。

１節につきましては、外国語指導助手２名の報酬でございます。１４節は外国語指導助手の住宅及び車借上代が主なものでございます。１８節は学校図書の購入及び一般教材備品の整備に要した費用でございます。１９節ですが、学校・地域共学推進事業といたしまして２校へ助成したほか、自治体国際化協会等への負担金でございます。

７４ページでありますが、２０節につきましては、準要保護及び特別支援学級生徒への教材費等への援助を行ったものでございます。

次に、３目施設整備費でありますが、校舎等の維持修繕及び施設設備の保守点検に要した費用であります。１１節は校舎等の維持修繕料、１３節は電気工作物ダムウェーター等の保守点検等が主なものであります。１５節は宮床中学校屋外バスケットコート舗装等の整備を実施したものであります。

４目中学校建設費でありますが、大和中学校校舎増築工事に要した費用でありまして、１３節は増築工事施工管理業務の委託を行ったものであります。１５節は校舎増築工事といたしまして、鉄筋コンクリート４階建て、普通教室９教室、図書室、ワークスペース等１，６０３平米の増築工事に要した費用であります。また、工事用仮設道路の工事につきましてもあわせて実施したものであります。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長　（横田隆雄君）

次に、４項社会教育費１目社会教育総務費につきましてご説明をいたします。

決算の附属資料は９７ページ、中段から記載をいたしてございます。

１節報酬でございますが、社会教育委員１５名の報酬となってございます。委員会５回開催、各種会議、研修会に参加をいたしております。８節につきましては、生涯学習まつりの文化講演会、まほろば大学の各種教室、講座の講師への謝金となってございます。このほか第８回原阿佐緒賞の選考委員３名の謝礼、入賞者への賞賜金となってございます。９節から１２節までは生涯学習の推進を図りますため、生涯学習カ

レンダー等での情報提供、実績等の欄に記載しておりますが、まほろば大学の各講座と町民パソコン教室から幼児教育・青少年教育・家庭教育・成人教育の各事業に要した費用となってございます。１３節委託料につきましては、パソコン教室の委託料のほか、原阿佐緒記念館と社会教育施設の管理業務委託料でございます。１４節はパソコン教室のパソコンのリース料のほか、民俗談話室、原阿佐緒記念館駐車場の土地借上料でございます。１９節につきましては、黒川地域行政事務組合、郡社会教育委員連絡協議会等への負担金と子供会育成会等への補助金でございます。

次に、公民館費でございます。

附属資料は１０２ページからとなってございます。

１節につきましては、公民館分館長４２名分の報酬でございます。７節は図書室のパート４名分の賃金でございます。８節から１２節までにつきましては、決算附属資料にありますとおり、まほろば大学の各種教室講座、これら講師への謝金、成人式、書き初め大会の記念品、また町民文化祭、さつき展示会等への事業に要したものでございます。このほか図書室の運営や子供の本展示会、新刊書の購入に充てたものでございます。１４節につきましては、各講座の移動研修のバス借上料が主なものとなってございます。

７６ページをお願いいたします。

１９節は県の公民館連絡協議会ほかへの負担金と町の婦人会連絡協議会、町の文化協会への補助金でございます。

次に、３目文化財保護費でございます。

１節につきましては、文化財保護委員５名分の報酬で、委員会は年４回開催いたしております。７節につきましては、小野向田遺跡の発掘調査の作業員と嘱託員１名分の賃金でございます。８節につきましては、郷土史講座４回分と文化財めぐりの講師謝礼でございます。１４節は小野向田遺跡等の発掘調査にかかわりますバックホー、ダンプの借上料でございます。１９節ですが、町内文化財保護保存会８団体への補助金となってございます。

次に、４目まほろばホール管理費でございます。

決算附属資料１０５ページをお願いいたします。

１節と９節につきましては、まほろばホール運営委員１０名の報酬と費用弁償となっております。１１節、１２節につきましては、まほろばホールの電気料、水道料など光熱水費と建物の火災保険料となっております。１３節につきましては、電気機械

設備の運転、舞台機構の操作、清掃業務のほか、施設設備保守点検業務の委託分でございます。

１５節につきましては、冷暖房用の循環ポンプ修繕工事でございます。１９節は大和町文化振興協会に対する補助金でございまして、決算附属資料の１０６ページの中段から１０７ページにかけて、ホールの自主催し物ということで、実施事業ということで記載しておりますが、それらの事業を実施をいたしております。

また、まほろばホールの施設の利用につきましては、附属資料の１０５ページに実績等の欄、一覧表にまとめておりますが３，３２１件の１５万２，３５４人の利用となってございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長　（瀬戸善春君）

５目教育ふれあいセンター管理費であります。

主要施策説明書１０８ページからごらんいただきたいと思いますが、５目教育ふれあいセンター管理費につきましては、３教育ふれあいセンターの管理運営に要したものであります。

７節は体育館の巡視員の賃金、１１節は光熱水費及び燃料代等が主なものであります。１２節は電話料、火災保険料等であります。１３節は業務員の委託、警備委託、施設設備維持に係る管理委託等を行ったものであります。

６目森の学び舎活動費でありますが、５月から１０月までの６カ月間の利用期間におきまして、延べ利用人員が１，７８８人と前年対比で１５７名の増となったものであります。１１節につきましては、光熱水費及び燃料代が主なものであります。

次のページでありますが、１３節委託料につきましては、清掃等の管理委託に要したものであります。１４節につきましては、学校教育活動での施設利用に係る児童生徒の輸送、車借上代であります。１５節につきましては、老朽化による車庫の解体に要した費用でございます。以上であります。

議　　長　（大須賀　啓君）

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長　（横田隆雄君）

次に、５項保健体育費１目保健体育総務費についてでございます。

体育協会、体育指導員、スポーツ少年団など各種団体の活動費用等、附属資料につきましては１０８ページの後段から１１０ページに記載してございますが、各種スポーツ大会１８競技、剣道教室など１３教室、講習会の運営費用、さらには、武道館の管理費用でございます。

１節につきましては、スポーツ振興審議会委員５名と体育指導員１５名の報酬でございます。８節は各種スポーツ大会の審判、各教室の講師への謝礼、全国大会等の出場選手への支援奨励金の交付でございます。１１節につきましては、一般事務用品、各種大会のポール、ラインテープ等の消耗品、さらには、南川ダム周辺でのマラソン大会の賄い料でございます。１２節につきましては、各種大会での傷害保険、武道館の火災保険料が主なるものでございます。１９節につきましては、体育協会５分会、１４の競技協会、１５のスポーツ少年団へ補助をしたものでございます。武道館につきましては、柔道、空手のほか1万　５，９２６人の皆さんにご利用をいただいております。

次に、２目体育センターの管理費でございます。

体育センターの管理運営を行ったものでございますが、附属資料の１１０ページにありますとおり1万7，３４３人の利用がありました。

主なるものとしては、１１節の光熱水費及び小破修繕料でございます。１３節につきましては、消防設備、電気設備の保守点検委託料となってございます。

３目広場管理費でございます。

宮床、玉ケ池、鶴巣山田、北目、三ケ内レクリエーション広場５カ所分の管理運営を行ったものでございます。1万1，７６１人の利用がありました。

１３節委託料につきましては、トイレ浄化槽の点検、あるいは各広場の維持管理を各地区に委託しているものでございます。

４目総合運動公園管理費についてでございます。

総合体育館、陸上競技場、テニスコート及び多目的広場の管理運営に要した費用でございまして、総合体育館の方は６万３，７２２人、屋外の陸上競技場ほかは２万３，８２４人となっております。７節賃金につきましては、嘱託員５名分の賃金でございます。１１節の主なるものは電気料、水道料等の光熱水費となっております。１３節につきましては、屋内分としまして電気設備の保安管理、夜間の警備、清掃業

務、屋外としましては除草業務等の委託料でございます。１４節につきましては、体育館の総合運動公園の利用者の券売機と印刷機のリース料となってございます。

次に、決算書８０ページと附属資料は１１２ページからお願いいたします。

５目ダイナヒルズ公園管理費でございます。

仙台北部中核工業団地内の野球場、テニスコート及びサッカー場をメーンとしております多目的広場の管理費用でございまして、利用者は1万3，８７５人となっております。

１３節につきましては、芝生の管理、植栽、除草清掃の施設管理業務委託等、電気設備の保守点検料となってございます。

次に、６目自転車競技場の管理費でございます。

財団法人宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けておりまして、施設の維持管理に努めたものでございまして３，３２５人の利用がございました。

７節につきましては、嘱託員の賃金でございます。１１節は一般管理用消耗品のほか、電気水道料が主なるものでございます。１３節につきましては、芝管理、電気設備、浄化槽、清掃消防設備の管理、夜間警備業務の委託料でございます。大きな催しとしましては、全日本自転車選手権大会、第２回のサイクルフェスティバル等を開催をいたしてございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長　（瀬戸善春君）

次に、７目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございまして、主要な施策説明書の１１２ページをあわせてご参照願います。

１節につきましては、学校給食運営審議会開催に伴う委員の報酬でございます。９節につきましては、学校給食運営審議会開催に伴う委員の費用弁償及び職員の研修旅費等であります。１１節は学校給食の賄い材料及び学校給食センターの施設運営に要した光熱水費及び施設機器の修繕費であります。１２節は電話代、給食センター及び学校職員の検便検査料金、配水検査手数料及び校納金振替手数料が主なものでございます。１３節につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設維持管理委託料であります。１４節はパソコン、印刷機、コピー機などのリース料金でご

ざいます。１８節は食缶、調理作業台など厨房機器の備品の購入であります。１９節は学校栄養士会及び学校給食連絡協議会への負担金でございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

　財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

　それでは、８１ページ、１０款の災害復旧費でございますが、当初におきまして科目設定を行ったところでございますが、幸いに災害の復旧に要するような被害がありませんでしたので、支出はございませんでした。

　８２ページをお願いいたします。

　１１款公債費でございますが、１目元金につきましては、借入済町債の元金の償還５３０回分、年２回が通常ですので、これの半分の対象先というふうになろうかと思います。

　２目利子につきましても同様に利子償還分、こちらは５３２回分というふうになってございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

　都市建設課長高橋　　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

　１２款諸支出金でございますが、１項１目土地取得費につきましては、大和リサーチパーク開発にかかります代替用地取得に要したものでございまして、１７節公有財産購入費につきましては、小野字岩倉の山林２万５，０００平米を取得したものでございます。２２節につきましては、代替用地の立木補償に要したものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

　財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

　それでは、８３ページの予備費でございますが、予備費につきましては、備考欄に

５項目記載いたしてございますが、緊急な対応が必要ということで５件について予備費を充当し執行いたしたものでございます。執行内容につきましては、おのおのの所管課長の説明の中に含まれた内容のものでございます。

８４ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が９１億７６２万３，０００円、歳出総額が８８億９７２万５，０００円、歳入歳出差引、形式収支ですが、２億９，７８９万８，０００円の黒字。翌年度へ繰り越すべき財源といたしましては、繰越明許費の繰越額、こちらは繰越計算書の際にもご説明を申し上げたところですが、繰り越し対象事業の前払い金等につきまして、国・県の補助金収入、あるいは起債の借り入れ等実施しない中で一般財源での振り替え対応をいたしましたので、平成２０年度において補助金収入、あるいは起債収入あった場合、この部分については一般財源振り替え措置として対応するものでございます。そういった部分を含めて△の３，６３８万９，０００円、これの部分を加えますと実質収支３億３，４２８万7，０００円となるものでございます。

ただし３，６３８万９，０００円につきましては、平成２０年度での振り替えをするのみですので、繰越金としての計上はシステム上できない内容にはなっております。

６番目の実質収支額のうち、法の規定によります基金繰り入れにつきましては2億円を予定いたすものでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

大変ご苦労さまでした。

午後４時０６分　　延　　会